

職員の給与に関する報告及び勧告

参 考 資 料

令 和 7 年

大 阪 市 人 事 委 員 会

目 次

1 職 員 給 与 関 係

職員の給与等の実態調査について	3
第 1 表 給料表別職員構成	4
〈参 考〉 図 1 行政職給料表適用者の平均年齢及び平均給与月額の推移	6
図 2 期末手当及び勤勉手当支給月数の推移	6
第 2 表 給料表別・級別・号給別人員等	7
第 3 表 給料表別・年齢別人員分布	19
〈参 考〉 行政職給料表適用者の年齢別人員分布	21
第 4 表 給料表別・勤続年数別人員分布	22
第 5 表 職員の管理職手当の支給状況	24
第 6 表 職員の扶養親族構成別人員	25
第 7 表 扶養手当支給区分別扶養親族数	25
第 8 表 職員の住居手当の支給状況	26
第 9 表 職員の単身赴任手当の支給状況	26
第 10 表 指定職給料表号給別人員	27
第 11 表 特定任期付職員給料表号給別人員	27
第 12 表 任期付職員の職種別人員	27
第 13 表 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給料表別・ 級別人員	28

2 民 間 給 与 関 係

職種別民間給与実態調査について	31
第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数	32
第 15 表 職種別・学歴別・規模別初任給額	34
第 16 表 対応級表	35
第 17 表 職種別・規模別・学歴別給与額等	36
第 18 表 民間における初任給の改定状況	55
第 19 表 民間における住宅手当の支給状況	55
第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	56
第 21 表 民間における特別給の支給状況	56
第 22 表 民間と本市職員の給与比較	57

3 生 計 費 及 び 労 働 経 済 関 係

第 23 表	費目別・世帯人員別標準生計費	61
第 24 表	労働経済指標	62

4 賃 金 構 造 基 本 統 計 調 査 関 係

	賃金構造基本統計調査結果の活用について	67
第 25 表	民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（非役職者）	70
第 26 表	民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（係長級）	71
第 27 表	民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（課長級）	71
第 28 表	民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（部長級）	72
第 29 表	大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較	73

5 保 育 士 及 び 幼 稚 園 教 員 関 係

	保育士民間給与実態調査について	77
	幼稚園教員民間給与実態調査について	78
第 30 表	職種別・役職別給与額等	79
第 31 表	「大阪市保育士（主務を含む係員級）の給与」と「民間の保育士（一般の保育士）の給与」、「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与（大学卒）、（短大卒）」の比較	80
第 32 表	「大阪市保育士（主任級）の給与」と「民間の保育士（主任保育士）の給与」の比較	81
第 33 表	「大阪市保育士（係長級）の給与」と「民間の保育士（施設長）の給与」の比較	82
第 34 表	「大阪市保育士」と「民間の保育士」の年齢階層別人員構成比較	83
第 35 表	「大阪市保育士」と「民間の保育士」の勤続年数区分別人員構成比較	83
第 36 表	「大阪市幼稚園教員（教諭級）の給与」と「民間の幼稚園教員（一般の教諭）の給与」、「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与（大学卒）、（短大卒）」の比較	84
第 37 表	「大阪市幼稚園教員（主任級）の給与」と「民間の幼稚園教員（主任等）の給与」の比較	85

第 38 表	「大阪市幼稚園教員（園長級）の給与」と「民間の幼稚園教員（園長）の給与」の比較	86
第 39 表	「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の年齢階層別人員構成比較	87
第 40 表	「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の勤続年数区分別人員構成比較	87

1 職 員 給 与 関 係

職員の給与等の実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和7年4月1日現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査の対象等

地方公務員法第3条にいう一般職の職員について実施した。（ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び派遣職員等を除く。）

学歴・年齢・勤続年数については、次のとおりである。

- (1) 学歴 大学、短大、高校、中学の4区分に大別した最終学歴である。
- (2) 年齢 令和7年4月1日現在の満年齢である。
- (3) 勤続年数 本務採用時からのものである。ただし、教育職給料表(1)適用者、教育職給料表(2)適用者及び教育職給料表(3)適用者の勤続年数は教職についてからのものである。

第 1 表 給料表別職員構成

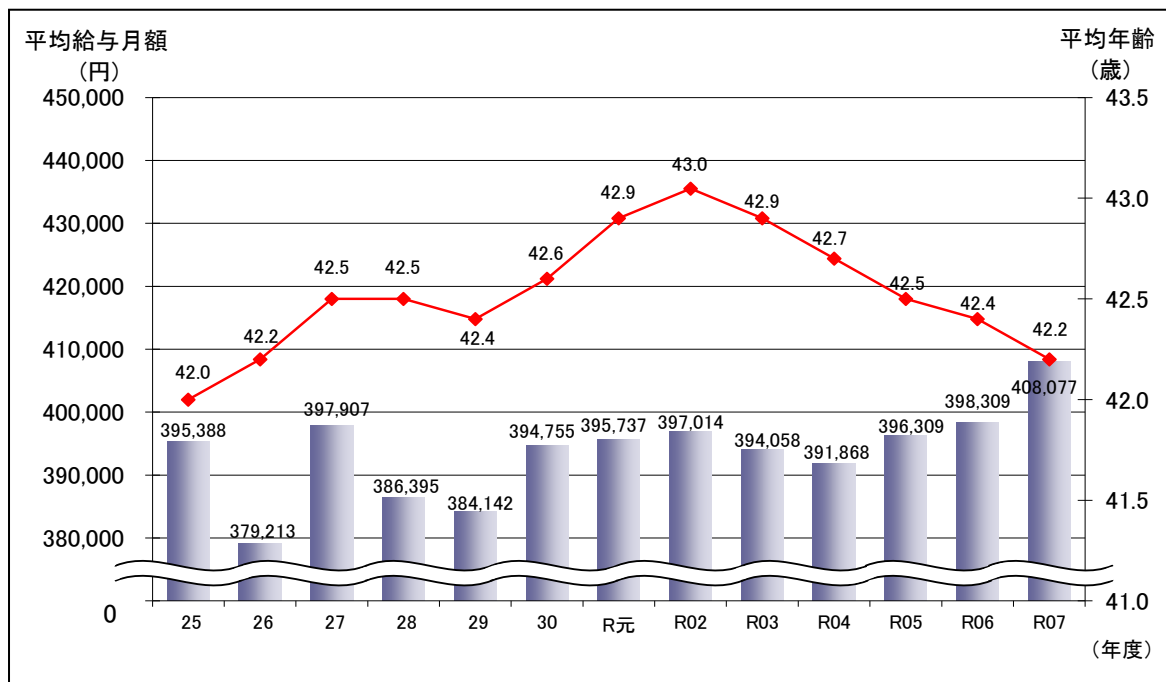
項 目		計	行 政 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	教 育 職 (3)
平 均 年 齢		39.9歳	42.2	46.0	38.2	37.6
平 均 勤 続 年 数		15.1年	18.5	20.0	11.9	11.1
平 均 扶 養 親 族 数		0.8人	0.8	1.8	0.7	0.4
学 歴 別 構 成	大 学 卒	70.2% (19,845)人	56.5 (6,490)	94.4 (170)	94.0 (10,224)	71.8 (181)
	短 大 卒	9.1% (2,568)人	5.2 (596)	5.6 (10)	5.9 (646)	28.2 (71)
	高 校 卒	20.7% (5,839)人	38.4 (4,410)	—	0.05 (5)	—
	中 学 卒	—	—	—	—	—
男 女 別 構 成	男	54.5% (15,389)人	60.3 (6,927)	75.0 (135)	42.7 (4,643)	0.8 (2)
	女	45.5% (12,863)人	39.7 (4,569)	25.0 (45)	57.3 (6,232)	99.2 (250)
人 員		28,252人	11,496	180	10,875	252
平 均 給 与 月 額 (円)	給 料 月 額	333,479	328,739	441,287	351,165	312,781
	扶 養 手 当	8,712	8,287	20,197	8,008	4,879
	管 理 職 手 当	5,654	7,774	7,111	4,677	9,857
	地 域 手 当	55,659	55,177	74,975	58,216	52,402
	住 居 手 当	8,425	7,990	4,098	8,987	7,660
	初任給調整手当	360	—	—	—	—
	単身赴任手当	51	110	—	—	—
	計	412,340	408,077	547,668	431,053	387,579

- (注) 1. 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下、「任期付条例」という。）第2条第2項により任期を定めて採用された職員は集計の対象とし、それ以外の任期付職員及び再任用職員は集計の対象としない。（以下、第9表までについて同じ。）
2. 学歴別及び男女別構成の（ ）内は実人員である。
3. 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。
4. 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。（以下、第9表までにおいて同じ。）

研 究 職	医 療 職 (1)	医 療 職 (2)	医 療 職 (3)	消 防 職	保 育 士	指 定 職
46.7	52.8	39.4	39.0	37.3	38.5	58.8
18.1	10.0	12.7	13.3	15.0	13.4	1.0
0.9	0.9	0.6	0.3	1.4	0.4	—
100.0 (27)	100.0 (49)	89.8 (396)	83.9 (483)	45.6 (1,614)	24.2 (194)	100.0 (17)
—	—	10.2 (45)	15.8 (91)	14.3 (505)	75.3 (604)	—
—	—	—	0.3 (2)	40.1 (1,418)	0.5 (4)	—
—	—	—	—	—	—	—
77.8 (21)	55.1 (27)	48.5 (214)	3.1 (18)	94.8 (3,354)	4.4 (35)	76.5 (13)
22.2 (6)	44.9 (22)	51.5 (227)	96.9 (558)	5.2 (183)	95.6 (767)	23.5 (4)
27	49	441	576	3,537	802	17
368,255	556,198	321,109	312,444	304,600	269,686	744,800
10,537	8,959	6,387	3,398	14,077	4,521	—
17,778	70,408	6,603	2,083	2,178	—	—
63,451	101,691	53,456	50,868	51,337	43,873	119,168
6,593	4,153	9,812	8,989	8,502	7,236	—
—	176,602	3,417	—	—	—	—
—	612	—	—	26	—	3,529
466,614	918,623	400,784	377,782	380,720	325,316	867,497

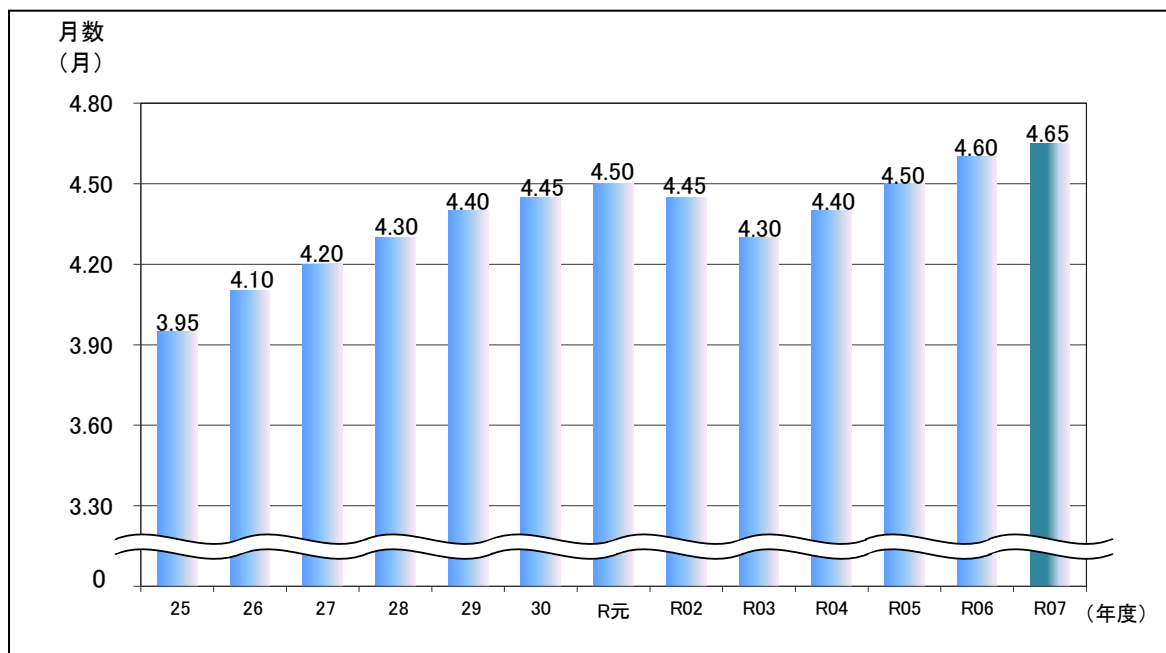
〈参考〉

図1 行政職給料表適用者の平均年齢及び平均給与月額の推移



- (注) 1. 令和4年度まで給与減額措置が実施されており、平均給与月額は減額後のものである。
 2. 平成27年度より、課長代理級を除く保育士及び課長代理級の消防吏員については行政職給料表適用者ではなくなった。

図2 期末手当及び勤勉手当支給月数の推移



- (注) 1. 指定職給料表適用者を除く。
 2. 令和7年度については、人事委員会が勧告した月数である。

第 2 表 給料表別・級別・号給別人員等
その 1 行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1				1			124	20
2				3			76	5
3								29
4				6				
5			2	3				
6				9				
7			3	2	1			
8		2	2	7	2			
9			1	8	1			
10		1	3	5	2	2		
11	14	258	13	10				
12		14	13	15	2	1		
13		10	10	12	4	1		
14		15	22	9	3			
15	42	289	22	15	6	2		
16		43	18	13	8	5		
17	2	22	23	10	11	1		
18	3	24	13	12	11	1		
19	34	197	34	8	9	3		
20	5	81	26	14	18	6		
21	6	17	36	18	12	7		
22	2	24	37	16	17	8		
23	41	174	40	22	20	8		
24	11	100	38	17	15	10		
25	3	23	33	16	37	13		
26	4	28	27	23	27	9		
27	273 (236)	113	40	27	57	31		
28	20 (2)	77	34	18	88	28		
29	22 (18)	42	39	30	37	34		
30	8 (6)	41	50	28	30	74		
31	25 (7)	94	30	25	54	56		
32	13	59	28	34	36	26		
33	11	59	40	37	21	35		
34	9	35	29	28	24	20		
35	39	47	38	32	26	33		
36	16	48	29	36	33	15		
37	12	21	32	34	27	18		
38	11	33	25	35	15	29		
39	21	35	30	36	21	37		
40	5	46	29	32	18	18		
41	6	42	30	60	20	27		
42	4	41	33	47	19	20		
43	11	34	38	43	13	15		
44	4	42	36	44	11	19		
45	1	46	28	47	24	24		
46	2	39	29	55	5	14		
47	9	42	29	49	4	16		
48	4	31	35	48		10		
49	6	23	47	45	5	5		
50	6	24	43	57	6	7		
51	5	18	48	51	1	7		
52	11	20	37	51	4	9		

(注) 1. 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下、本表について同じ。)

2. 1 級27号給から31号給までの号給の適用を受ける大学卒の事務・技術・福祉職員及び社会人経験者の福祉職員については、この表にかかわらず215,600円。() 内はその人数(内数)である。

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
53	1	17	46	58	5	5		
54	3	27	37	51		11		
55	6	15	38	58		5		
56	4	7	40	46		4		
57	4	14	46	62		6		
58	3	18	38	48		6		
59	3	16	49	58		1		
60	6	20	32	46		1		
61	3	10	84	41		1		
62	1	8	29	49		1		
63	4	13	29	53		2		
64	1	13	25	39				
65	3	11	55	50		1		
66	1	15	35	35				
67	4	10	22	54				
68	2	15	26	50				
69	1	9	23	43				
70	1	10	24	52				
71		10	16	42				
72	3	10	26	41				
73	3	10	20	47				
74	2	8	20	40				
75	5	6	14	34				
76	2	8	15	30				
77	1	32	165	32				
78	2	19	18	33				
79		11	21	44				
80	1	7	17	38				
81	1	20	66	190				
82	1	11	18	32				
83	1	16	17	42				
84		17	30	28				
85	3	141	275	56				
86	2			28				
87				22				
88				23				
89	3			92				
90								
91								
92								
93								
94	1							
95	1							
96	1							
97	3							
計	808	3,048	2,738	3,090	810	748	200	54
平均給料月額(円)	217,385	259,011	325,908	363,695	412,128	447,972	492,882	563,728
平均年齢(歳)	26.3	33.1	44.5	47.0	51.0	53.4	55.7	58.0
平均勤続年数(年)	0.9	7.9	20.3	24.9	29.7	31.4	32.3	30.0

その2 教育職給料表(1)

号給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3					3	1
4						
5					1	
6						
7					3	3
8					3	
9					1	1
10					1	1
11					9	2
12					2	
13						
14						1
15					6	1
16					2	1
17					1	1
18					2	
19					13	1
20					2	
21						
22					4	
23					10	2
24					5	
25					3	
26					4	
27					7	
28					6	
29					1	1
30					2	
31					7	
32					2	
33				1	3	
34				1	2	
35						
36					5	
37					3	
38					1	
39					3	
40					5	
41			2	1	2	
42					1	
43				1	2	
44					1	
45				2	1	
46					2	
47					3	
48				1		
49				1	1	
50				1		
51					2	
52						
53						
54				2		
55						
56						
57				1	1	
58						
59						
60						
61						
62			1			
63			1			
64						
65			1			
66						
67			3			
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78				1		
79				1		
80						
81						
82						
83						
84				1		

号給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96			1			
97						
98						
99						
100			1			
101						
102						
103				1		
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
～						
169						
計		—	10	16	138	16
平均給料月額(円)		—	351, 597	394, 569	447, 826	487, 656
平均年齢(歳)		—	39. 2	42. 7	46. 1	52. 7
平均勤続年数(年)		—	9. 7	18. 8	20. 0	27. 6

その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3					22	6
4						
5					2	
6					4	2
7					25	4
8					2	2
9					8	2
10					1	2
11			1		20	6
12					5	4
13				1	2	5
14					4	8
15					14	6
16					5	11
17			260	1	5	12
18				1	4	40
19			37	2	17	8
20			3		3	8
21			270	1	4	10
22			4		4	16
23			46		8	10
24			9		7	14
25			281	6	4	11
26			11	3	7	8
27			54	2	16	7
28			16	2	10	9
29			301	2	11	8
30			7		6	11
31			95	2	13	9
32			19	2	3	7
33			320	7	5	2
34			10	2	4	2
35			72	6	3	4
36			29		13	6
37			290(1)	18	5	12
38			20	4	12	
39			91	4	11	
40			31	1	14	
41			276(2)	9	7	
42			33	4	10	
43			89(1)	9	4	
44			29	4	11	
45			215(4)	8	5	
46			36(3)	6	9	
47			95(19)	6	7	
48			38(5)	4	8	
49			203(132)	10	7	
50			34(9)	5	4	
51			99(59)	3	8	
52			37(17)	7	9	
53			221(184)	10	4	
54			40(16)	5	2	
55			114(91)	2	5	
56			41(27)	4	6	
57			192(162)	10	6	
58			48(28)	8	2	
59			89(72)	9	5	
60			42(36)	7	4	
61			169(153)	5	3	
62			39(29)	15	1	
63			92(85)	6		
64			58(49)	9	1	
65			207(197)	3	1	
66			53(42)	8		
67			97(93)	9		
68			40(38)	6		
69			191(184)	4		
70			55(51)	6		
71			93(86)	1		
72			74(63)	2		
73			304(215)	8		
74			58(58)	4		
75			97(97)	3		
76			63(63)	1		
77			203(202)	2(1)		
78			46(46)	4		
79			82(82)	5		
80			58(58)	5		
81			157(157)	6		
82			58(58)	4		
83			90(90)	2		
84			42(42)	4		

号給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
85			123(123)	3		
86			88(88)	4		
87			78(78)	7		
88			76(76)	2		
89			106(106)	10		
90			70(70)	6		
91			61(61)	6		
92			56(56)	5		
93			106(106)	3		
94			83(83)	5		
95			53(53)	7		
96			60(60)	6		
97			75(75)	3		
98			75(75)	7		
99			57(57)	5		
100			49(49)	7		
101			57(57)	6		
102			67(67)	3		
103			43(43)	2		
104			51(51)	4		
105			50(50)	5		
106			71(71)	3		
107			54(54)	4		
108			53(53)	2		
109			38(38)	3		
110			53(53)	2		
111			41(41)			
112			35(35)			
113			27(27)	5		
114			36(36)			
115			45(45)			
116			27(27)			
117			32(32)			
118			34(34)			
119			28(28)			
120			47(47)			
121			21(21)			
122			29(29)			
123			32(32)			
124			30(30)			
125			33(33)			
126			33(33)			
127			22(22)			
128			25(25)			
129			22(22)			
130			31(31)			
131			30(29)			
132			21(21)			
133			47(46)			
134			24(24)			
135			31(31)			
136			26(26)			
137			27(27)			
138			39(39)			
139			45(45)			
140			34(34)			
141			31(31)			
142			41(41)			
143			42(42)			
144			42(42)			
145			35(35)			
146			39(39)			
147			30(30)			
148			25(25)			
149			17(17)			
150			9(9)			
151			4(4)			
152			3(3)			
153						
154						
155			1(1)			
156			1(1)			
157						
158			2(2)			
159			1(1)			
160			2(2)			
161			21(21)			
計	—	9,727	444	432	272	
平均給料月額(円)	—	342,008	410,761	428,752	458,136	
平均年齢(歳)	—	36.9	46.3	48.6	54.8	
平均勤続年数(年)	—	10.6	20.1	21.1	28.2	

(注) () 内は主務教諭等の人数(内数)である。

その4 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1				3	
2					
3					
4					
5					
6					
7					1
8					1
9				3	
10					
11					
12				1	
13				1	1
14				1	
15			2		
16					
17				1	
18					
19				1	1
20					2
21			12	2	1
22					
23			1		
24				1	
25			9	2	
26					1
27			1	1	1
28					1
29			5	2	
30					
31					
32				2	
33			7	3	1
34					
35			1	1	
36					
37			6	2	
38					
39			2	1	2
40					
41			6	1	1
42					1
43			1	1	1
44				2	
45			8		2
46				2	
47			1	1	
48					1
49			9	1	1
50			1		
51			2		1
52			1		1
53			4		
54				1	1
55			2		
56				2	
57			9	1	
58			1	2	
59			3		
60			2	1	
61			5	2	1
62			1		
63			2	2	1
64			1	1	
65			1		
66			4	1	2
67			1	2	
68				1	1
69			5		1
70			2		
71			2	1	1
72			1		
73			2	1	6
74			1	1	
75			1		
76			1		
77			2		
78			3		
79			2		
80			1		
81			3		
82					
83			4	1	
84			1		

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
85					
86					
87			1		
88			3		
89			2		
90					
91					
92					
93			3		
94					
95					
96					
97				1	
98					
99			1		
100					
101			1		
102			1		
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113			1		
114					
115					
116					
117			1		
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137			1		
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149			2		
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	—	159	57	36	
平均給料月額(円)	—	267, 629	362, 781	433, 036	
平均年齢(歳)	—	31. 8	43. 4	53. 9	
平均勤続年数(年)	—	5. 4	16. 4	27. 8	

その5 研究職給料表

号給	級	1	2	3	4
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24		1			
25					
26					
27		1			
28					
29		1			
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36		1			
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45		1			
46					
47				2	
48					
49					
50				1	
51					
52					
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59					
60					
61		1			
62					
63				1	
64			1		
65					
66					
67					
68		1			
69					
70					
71				1	
72			1		
73					
74					
75					
76		1			
77		1			
78					
79					
80					

号給	級	1	2	3	4
81		人	人	人	人
82					
83					
84					
85		1	1		
86					
87					
88			1		
89					
90					
91					
92			1		
93			1		
94			1		
95					
96					
97			1		
98					
99		1			
100					
101			1		
102					
103					
104					
105			1		
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
計		11	10	6	—
平均給料月額(円)		296,955	399,830	446,348	—
平均年齢(歳)		36.0	52.1	57.4	—
平均勤続年数(年)		6.2	22.9	32.0	—

その6 医療職給料表(1)

号給	級	1	2	3	4	5
1		人	人	人	人	人
2					10	1
3					3	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25		1		1		
26						
27						
28						
29		1				
30						
31				1		
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41				1		
42						
43						
44			1	1		
45						
46				1		
47			2	1		
48						
49			1			
50						
51		1				
52				1		
53						
54						
55			1	1		
56				1		
57						
58						
59			1			
60				2		
61						
62						
63						
64				1		
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71			1	1		
72				1		
73						
74						
75						
76				3		
77				2		
78				1		
79				1		
80				1		

号給	級	1	2	3	4	5
81		人	人	人	人	人
82				1		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93				1		
94				1		
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101				1		
計		3	7	25	13	1
平均給料月額(円)		363, 200	465, 143	555, 748	642, 392	663, 300
平均年齢(歳)		33. 3	41. 8	52. 8	62. 5	63. 5
平均勤続年数(年)		2. 0	7. 0	9. 8	12. 9	21. 0

その7 医療職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1				1	2	
2				1		
3						
4					1	
5				1	2	
6			1	1	1	
7				1		
8				1		
9				3	2	
10				1		
11				5	2	
12			3	1	1	
13			1	1		
14			3		1	
15			8			
16			4		1	1
17			3	2	3	1
18			1	4		
19			4	3	1	
20			4	2		
21	1	2	2	2	2	1
22		4	2			2
23	11	3	2			
24	1	7	1	3		
25	2	5	2	2	2	2
26	3	5	1	2		
27	13	4	3	2		3
28		2	3			
29		3	2	2		3
30	2	2	1			1
31	11	2	2	2	2	3
32	1		3	2		1
33	1	3	4	2	2	1
34	6	1	2	4		3
35	16		3			2
36	5	1	4			1
37		2	2	2		
38	4	2		1		1
39	12	1	3			4
40	1		3			
41	2		2			1
42	4		1			2
43	7					1
44	2		3	1		1
45	1	1	2	1		
46	2	1	2			
47	3	1	2			
48	2	1				
49	2		1			
50	3	1				
51	4		1			
52			4			
53	1		1			
54	3					1
55	2		2			
56			1			
57						
58						
59			1			
60	3	1				
61			4			
62			2			
63	1	1				
64	1					
65			1			
66						
67						
68						
69		2				
70		1	1			
71		1	1			
72						
73	1					
74	1	1	1			
75						
76						
77		1	1			
78	1					
79			1			
80	1		1			

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
81			3			
82			1			
83						
84			1	1		
85			1	1		
86				1		
87						
88						
89			4	2		
90						
91				2		
92						
93	1					
94						
95	1					
96						
97	1					
計		140	104	116	45	36
平均給料月額(円)		257, 106	299, 906	344, 892	406, 651	447, 697
平均年齢(歳)		30. 4	36. 9	43. 4	50. 2	54. 8
平均勤続年数(年)		2. 8	10. 4	16. 8	24. 3	30. 0

その8 医療職給料表(3)

給 号	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4			1			
5				1		
6				1		
7						
8						
9				1		
10			2			
11			2			
12			2	1		
13			3	1		
14				1		
15		22	3	1		
16			2			
17			1	1		1
18		1	1			2
19		29	4			1
20			1	1		1
21		1	1	1		2
22			4	1		
23		29	1	1	6	4
24		2	1		7	2
25		1	2	1	1	
26		1	3		1	2
27	14	24			2	
28		8		1	3	
29		3	1	1	2	
30		3		2	1	
31		18		2		
32		8		2	1	
33	1		2		3	
34	1	2		5	2	
35		12	1	1		
36				2	5	
37		4	2	1	1	
38		2	2	1		
39	2	3	2	1		
40	1	3				
41		3	2	5	1	
42		4	2	1		
43	2	5	2	2		
44		1		2		
45		4		3		
46		1	2	7		
47	2	3	1	2		
48		2	3			
49		2	1	3		
50		3	1	1		
51	1	5				
52			1			
53		2		1		
54	1	4				
55		3	2	3		
56		1		2		
57	1	2	1	2		
58			2	2		
59		2		1		
60		2		1		
61		1		2		
62		1		1		
63		3		3		
64	1	2		3		
65				3		
66		1				
67	1			5		
68		1	2	4		
69		1	1	1		
70				5		
71				1		
72				5		
73				6		
74		1	1	7		
75		1		4		
76		1		1		
77				4		
78				4		
79						
80			1	1		

給 号	級	1	2	3	4	5	6
81	人	人	人	人	人	人	人
82				1	15		
83				2			
84				1			
85							
86							
87							
88				1			
89				1			
90				1			
91				4			
92				2			
93				11			
94				6			
95			1				
96				1			
97				3			
98				3			
99				3			
100				1			
101			1	3			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117			1				
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	28	241	110	146	36	15	
平均給料月額(円)	239, 104	262, 387	327, 818	361, 820	407, 883	431, 207	
平均年齢(歳)	25. 6	29. 9	43. 6	47. 3	55. 5	57. 2	
平均勤続年数(年)	0. 2	3. 8	17. 2	22. 1	31. 9	32. 8	

その9 消防職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3		25	11	1		
4		1	1			
5		21	9	2		
6		3	2			
7		33	36	5		
8		57	6	1		
9		31	11	2		
10		6	3			
11		18	38	11		
12		23	8	4	1	1
13		17	24	4	1	
14		4	1	1		1
15		18	50	14	2	
16		15	15	7	1	1
17		18	23	5	2	
18		3	4	5		3
19		61	55	11		
20		10	7	9	1	2
21		29	38	9	1	
22		4	14	10		3
23		53	39	17	1	2
24		17	14	8	2	2
25		31	23	13	2	
26		17	8	5	4	1
27		33	43	9	3	2
28		8	9	12		3
29		11	12	7	1	5
30		4	5	7	5	3
31		16	37	14	7	3
32		1	6	24	6	2
33		14	22	14	7	5
34		2	5	15	2	3
35		8	30	11	5	5
36		2	10	14	10	5
37		9	24	13	8	8
38		4	8	11	7	10
39		5	17	13	6	6
40			14	11	10	10
41		2	23	18	8	4
42		1	7	20	8	7
43			17	13	7	3
44		1	8	29	5	6
45		2	11	18	10	5
46		1	11	27	7	1
47		2	23	16	9	1
48			14	25	9	1
49			22	26	8	
50			6	15	3	1
51			18	15	2	
52			14	20	6	
53			15	17	2	
54			12	8	15	
55	1		13	17	7	
56			5	17	7	
57			18	13	5	
58			13	13	5	
59	1		12	19	4	
60			7	15	4	
61			10	16		
62			14	14	3	
63			13	21	4	
64	1		6	12	4	
65			9	15	5	
66			10	12	1	
67			14	15	3	
68			10	19	3	
69			5	11	5	
70			10	17	11	
71			4	11	5	
72			5	10	4	
73			9	6	8	
74			9	10	5	
75	1		5	13	11	
76			5	10	4	
77			2	9	9	
78			3	5	15	
79			5	10	17	
80			2	9	14	

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
81			1	10	11	
82			3	8	7	
83			1	8	7	
84			3	6	5	
85			3	7	6	
86			5	11	12	
87			5	6	8	
88			2	12	6	
89			3	5	7	
90			2	7	8	
91			3	3	3	
92			3	8		
93			2	6	1	
94			2	7		
95			2	6		
96			1	4	4	
97			4	13		
98			4	4		
99			1	5		
100			1	5		
101			2	2		
102				3		
103				6		
104			2	6		
105			1	6		
106				5		
107			2	13		
108			1	8		
109				4		
110			2	5		
111			1	11		
112			1	5		
113				2		
114			1	4		
115				3		
116			1	1		
117			1	4		
118				2		
119			2			
120			1			
121			1	1		
122						
123			2			
124						
125			3	1		
126						
127						
128			1			
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
計		645	1,177	1,158	442	115
平均給料月額(円)		218,849	279,377	336,650	383,467	417,847
平均年齢(歳)		23.2	33.7	42.4	49.8	53.2
平均勤続年数(年)		1.6	10.9	20.0	27.8	31.6

その10 保育士給料表

号給	級	1	2	3	4
1	人		人	人	人
2					30
3					1
4					1
5					11
6					1
7					
8					2
9	21				7
10					1
11			2		
12					
13	27				5
14	1				2
15			1		
16			2		1
17	56		1		2
18	1		1		1
19					1
20	1				2
21	47				6
22	2				
23					1
24	2				1
25	38				
26	3		1		2
27	2				
28	2		1	1	1
29	31		1	2	
30	3			2	
31	8		2	1	2
32	3		1		1
33	14			1	1
34	3				
35	10				
36	8		1	1	
37	16			3	1
38	8			3	
39	1		3		
40				3	
41	8		3	1	1
42	4		1		
43	3			2	
44	2		2		
45	6		1	3	
46	1		1	4	
47	6			2	
48	6		1	1	
49	5			2	
50	2		2	2	
51	2		2	3	
52	4		1	2	
53	4			2	
54	2		2	4	
55	3		4	6	1
56	2			3	
57	4		2	1	
58	2		2	3	
59	2		2	9	
60	7		1	6	
61	1			3	
62	1			4	
63			1	10	
64	2			5	
65				3	
66	3			2	
67	3		1	9	
68	3		3	3	
69	3			1	
70	3		2		
71	4		3	3	
72	2		1		
73	1		1	2	
74	2		2		
75	4		3	3	
76	2			3	
77			2		
78	2			2	
79	1		2		
80	1		1		

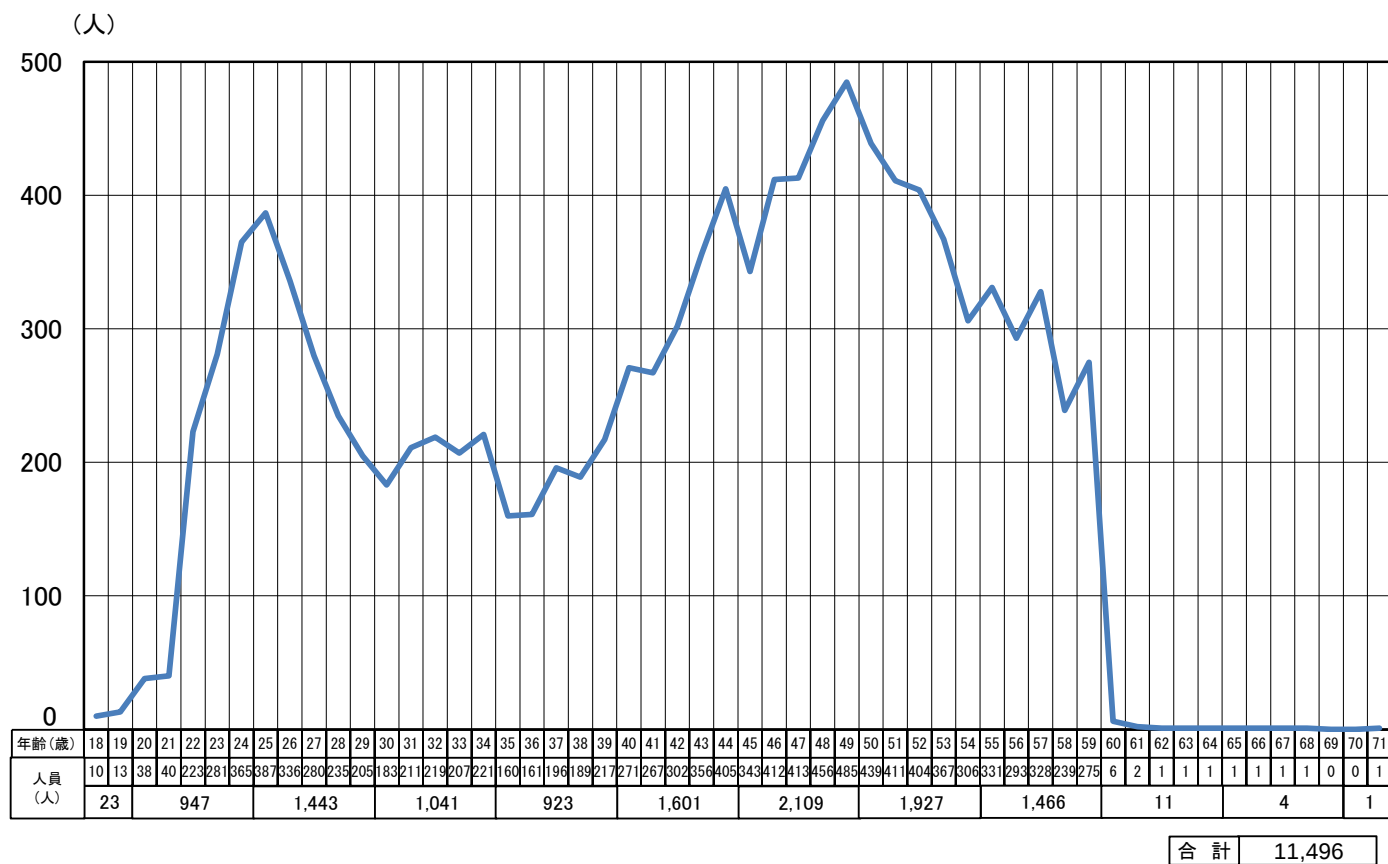
号給	級	1	2	3	4
81	人	人	人	人	人
82		2			
83					
84			3		
85	1		2		
86			4		
87			1		
88	1		3	1	
89			1		
90	1		1	2	
91					
92	1				
93			1		
94	2				
95			2		
96	1		1		
97					
98					
99			2		
100					
101			3		
102			3		
103			1		
104	1		2		
105			1		
106					
107			1		
108			2		
109			15		
110			1		
111					
112			2		
113			8		
114			5		
115					
116			3		
117			20		
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133		2			
計		433	154	129	86
平均給料月額(円)		216,385	297,198	341,130	381,620
平均年齢(歳)		28.4	47.7	50.4	55.2
平均勤続年数(年)		3.1	22.0	25.8	31.3

第 3 表 給料表別 ・ 年齢別人員分布

年 齢	計	行政職	教育職 (1)	教育職 (2)	教育職 (3)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	消防職	保育士
計	人 28,235	人 11,496	人 180	人 10,875	人 252	人 27	人 49	人 441	人 576	人 3,537	人 802
15歳											
16											
17											
18	26	10								16	
19	55	13								42	
20	152	38								99	15
21	135	40		1	2					66	26
22	653	223		259	12				11	92	56
23	756	281		299	9				20	100	47
24	892	365		333	7			6	23	119	39
25	970	387		378	7	2		11	33	118	34
26	921	336		407	6	1		10	33	105	23
27	880	280		384	9			21	27	115	44
28	798	235		401	8		1	20	17	103	13
29	686	205	2	319	7	1		13	21	109	9
30	707	183		365	11			16	22	99	11
31	729	211		367	6			26	14	97	8
32	733	219		344	18			23	21	96	12
33	666	207		316	7			20	13	86	17
34	737	221		358	14			15	6	111	12
35	655	160		347	7		2	21	10	100	8
36	710	161	2	384	5			13	11	121	13
37	754	196	3	367	5	2	1	13	15	132	20
38	726	189	3	365	5			15	9	132	8
39	785	217	4	395	12	3		11	15	108	20
40	824	271	8	386	6		1	16	16	112	8
41	779	267	11	347	5		2	14	11	108	14
42	809	302	16	333	8		4	9	9	116	12
43	806	356	10	323	4		1	9	12	84	7
44	820	405	15	302	9		1	11	7	56	14

年 齡	計	行政職	教育職 (1)	教育職 (2)	教育職 (3)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	消防職	保育士
45	725	343	27	256	5			15	9	54	16
46	781	412	9	256	6	1		10	4	70	13
47	729	413	11	198	4		3	7	6	64	23
48	735	456	9	157	4	1	2	8	19	63	16
49	790	485	10	163	2	2	1	6	19	83	19
50	787	439	12	191	5	1	1	6	10	96	26
51	761	411	6	220	7	3	2	7	11	75	19
52	746	404	10	214	2	1	1	5	15	57	37
53	681	367	5	213	5		1	9	15	44	22
54	600	306	2	199	4		1	11	14	44	19
55	592	331	2	173	4	3	3	8	17	33	18
56	527	293	1	147	3	2	3	10	20	33	15
57	570	328	2	137	4	2	1	12	20	44	20
58	474	239		135	3	1		6	8	61	21
59	532	275		129	5	1	2	7	13	74	26
60	11	6					3				2
61	6	2		2			2				
62	4	1		1			2				
63	4	1		1			2				
64	6	1		3			2				
65	2	1						1			
66	3	1					2				
67	2	1					1				
68	2	1					1				
69											
70											
71	1	1									

〈参考〉 行政職給料表適用者の年齢別人員分布



※60歳以上は次の職員である。

- ・「職員の定年等に関する条例」第8条第1項又は第2項の規定の適用を受ける職員
- ・任期付条例第2条第2項により任期を定めて採用された職員

第 4 表 給料表別 ・ 勤続年数別人員分布

年 数	計	行 政 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	教 育 職 (3)
計	人 28,235	人 11,496	人 180	人 10,875	人 252
1年未満	1,562	561	1	623	22
1	1,491	530	1	611	27
2	1,493	594		656	11
3	1,307	511	1	535	10
4	1,409	488		654	11
5	1,164	291		607	19
6	971	281	1	535	11
7	701	229	1	261	3
8	569	175		250	8
9	840	241		429	12
10	756	143	1	472	18
11	654	167	4	381	7
12	794	236	4	341	10
13	676	127	4	394	3
14	502	121	7	241	5
15	559	116	9	301	3
16	787	70	14	521	6
17	533	74	8	259	6
18	436	27	12	242	5
19	540	119	21	281	3
20	860	412	15	327	7
21	692	355	16	208	5
22	688	373	7	215	5
23	614	372	8	144	5
24	557	329	5	94	
25	525	356	5	78	
26	563	395	7	74	3
27	482	286	6	103	
28	597	386	9	123	2
29	671	410	5	163	2
30	609	362	2	152	2
31	598	350	1	155	5
32	590	343	2	131	3
33	462	288		89	
34	414	273	2	76	2
35	349	219	1	83	4
36	244	158		35	3
37	227	166		18	1
38	227	178		7	
39	228	161		5	3
40	159	125			
41	134	97		1	
42					
43	1	1			
44					
45 以上					

研 究 職	医 療 職 (1)	医 療 職 (2)	医 療 職 (3)	消 防 職	保 育 士	年 数
人 27	人 49	人 441	人 576	人 3,537	人 802	計
2	1	24	26	217	85	1年未満
1	5	24	32	182	78	1
	4	26	38	114	50	2
1	3	36	49	110	51	3
2	2	21	62	124	45	4
	3	18	31	143	52	5
	4	19	14	87	19	6
1	3	21	27	118	37	7
1		21	16	80	18	8
1	2	15	9	125	6	9
	2	15	12	93		10
	2	7	9	77		11
	3	5	8	187		12
2	1	12	6	115	12	13
	1	8	8	111		14
2	3	14	9	96	6	15
		12	11	119	34	16
	1	15	10	138	22	17
	2	11	7	130		18
1	1	1	7	86	20	19
		10	11	70	8	20
	2	7	11	76	12	21
		8		70	10	22
	1	4	11	59	10	23
1		5	5	94	24	24
3		1	6	59	17	25
		8	23	46	7	26
1		7	14	48	17	27
		6	14	43	14	28
		7	10	60	14	29
2	2	11	12	56	8	30
3		10	12	51	11	31
1		13	12	62	23	32
1		6	8	55	15	33
1		6	10	15	29	34
	1	3	12	16	10	35
		2	5	30	11	36
			9	22	11	37
		1		36	5	38
		1		47	11	39
				34		40
				36		41
						42
						43
						44
						45
						以上

第 5 表 職員の管理職手当の支給状況

支給区分	支給対象補職		受給者	受給者 一人当たり 平均受給額
	市長部局	学校園		
1 種 甲	局長等	—	29 人	
1 種 乙	理事等	—	5 人	
1 種 丙		—	21 人	
2 種 甲	部長等	—	79 人	
2 種 乙	担当部長等	—	134 人	
3 種 甲	課長等	校長	182 人	
3 種 乙			922 人	
3 種 丙		准校長、園長	50 人	
4 種 甲	副課長等 (消防局に限る)	副校長、教頭	547 人	
計			1,969 人	81,125円

(注) 指定職給料表適用者については当該手当の支給対象外のため、集計の対象としない。

(以下、第8表までにおいて同じ。)

第 6 表 職員の扶養親族構成別人員

区 分		該 当 職 員 数
受 給 者	配 偶 者 の み	955 人
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 1 人	1,123
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 2 人	1,560
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 3 人	541
	配 偶 者 と 扶 養 親 族 4 人 以 上	88
	上 記 以 外 の 扶 養 親 族 構 成	6,910
非 受 給 者		17,058
計		28,235

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
(次表において同じ。)

全職員数 (A)	扶養手当の 受給者数 (B)	全職員数に占 める受給者数 の割合 (B)/(A)	手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 支 給 月 額	職員 1 人 当 た り 平 均 支 給 月 額
28,235人	11,177人	39.6%	22,022円	8,717円

第 7 表 扶養手当支給区分別扶養親族数

支 給 区 分		扶 養 親 族 数
配 偶 者		4,267 人
配偶者以外の 扶養親族1人目	配 偶 者 の な い 場 合	781
	配 偶 者 の あ る 場 合	3,312
	配 偶 者 が あ る が 扶 養 親 族 で な い 場 合	6,129
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 目 以 上		8,369
計		22,858

第 8 表 職員の住居手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 者	8,134 ^人
非 受 給 者	20,101
計	28,235
受 給 者 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	29,262 ^円
総 人 員 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	8,430

第 9 表 職員の単身赴任手当の支給状況

区 分	受 給 者
職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	100km未満 ^人
	37
	100km以上 300km未満
	300km以上 500km未満
	3
	500km以上 700km未満
	7
	700km以上 900km未満
	1
	900km以上 1,100km未満
	1,100km以上 1,300km未満
	1,300km以上 1,500km未満
	1,500km以上
受 給 者 計	48
受 給 者 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	35,167 ^円
総 人 員 1 人 当 たり 平 均 受 給 額	60

第 10 表

指定職給料表号給別人員

号 給	人 員
1	
2	17
計	17

(注) 区長の職にある職員のうち、公募により任命された職員（任期付条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）に適用される。

第 11 表

特定任期付職員給料表号給別人員

号 給	人 員
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
計	0

(注) 特定任期付職員給料表とは、任期付条例第7条第1項に定める給料表をいい、同条例第2条第1項により任期を定めて採用された職員に適用される。

第 12 表 任期付職員の職種別人員

任 期 付 職 員		育 児 休 業 に 伴 う 任 期 付 職 員		配 偶 者 同 行 休 業 に 伴 う 任 期 付 職 員	
職 種	人 員	職 種	人 員	職 種	人 員
事 務 職 員	27	事 務 職 員	38	事 務 職 員	1
介護福祉職員	16	技 術 職 員	5	学 校 園	4
臨床心理職員	1	福 祉 職 員	6		
薬 剤 師	5	薬 剤 師	4		
獣 医 師	8	栄 養 士	6		
医療技術職員	4	看 護 師	3		
栄 養 士	2	保 健 師	3		
看 護 師	9	保 育 士	13		
保 育 士	136	学 校 園	382		
計	208	計	460	計	5

(注) 任期付職員とは、任期付条例第3条により任期を定めて採用された職員をいい、育児休業に伴う任期付職員とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員をいい、配偶者同行休業に伴う任期付職員とは地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

第 13 表 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の
給料表別・級別人員

その 1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行 政 職 給 料 表	234		133			64	36			1
教 育 職 給 料 表 (1)	33	1	29		1	2				
教 育 職 給 料 表 (2)	328		199		17	112				
教 育 職 給 料 表 (3)	7		1			6				
研 究 職 給 料 表	4	2	2							
医 療 職 給 料 表 (2)	3				2		1			
医 療 職 給 料 表 (3)	16		12			2	2			
消 防 職 給 料 表	23	3	17		3					
保 育 士 給 料 表	23	23								
計	671									
6 0 歳										
6 1 歳	231									
6 2 歳	181									
6 3 歳	169									
6 4 歳	90									

その 2 短時間勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行 政 職 給 料 表	120		76			22	21	1		
教 育 職 給 料 表 (1)	3	1	2							
教 育 職 給 料 表 (2)	95		95							
医 療 職 給 料 表 (3)	2		2							
消 防 職 給 料 表	54		53		1					
保 育 士 給 料 表	13	13								
計	287									
6 0 歳	26									
6 1 歳	46									
6 2 歳	70									
6 3 歳	60									
6 4 歳	85									

2 民 間 給 与 関 係

職種別民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、職員の給与を検討するために、令和7年4月現在の大阪市内における民間給与の実態を調査したものである。

調査の実施に当たっては、本委員会、人事院及び大阪府人事委員会等が共同して行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の事業所のうち、令和7年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の大阪市内の民間事業所 2,891事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記2の(1)に該当した事業所を、産業、規模等によって21層に層化し、これらの層から405業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

ア 初任給関係職種以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査実人員は、17,448人（うち初任給関係職種1,133人）である。

4 集計

総計及び平均の算出に際しては、抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した。

第 14 表 産業別 ・ 企業規模別調査事業所数

企業規模 調査対象事業所 産業	調査対象事業所	調査事業所							
		企業規模計 (50人以上)	人 50～99	人 100～199	人 200～299	人 300～499	人 500～999	人 1,000～2,999	人 3,000以上
産業計	事業所 2,891	事業所 282	事業所 23	事業所 33	事業所 26	事業所 38	事業所 34	事業所 59	事業所 69
農業，林業，漁業	2	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	257	30	2	2	6	3	3	6	8
製造業	623	70	5	10	6	8	8	15	18
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業	600	48	2	5	4	6	4	11	16
卸売業，小売業	427	44	5	7	4	4	7	9	8
金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業	246	23	0	2	2	2	2	4	11
教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業	736	67	9	7	4	15	10	14	8

〔参考〕 企業規模別調査対象事業所の状況

企業規模計 (50人以上)	人 50～99	人 100～199	人 200～299	人 300～499	人 500～999	人 1,000～2,999	人 3,000以上
事業所 2,891	事業所 265	事業所 380	事業所 263	事業所 411	事業所 456	事業所 558	事業所 558

- (注) 1. 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 4 事業所、調査不能の事業所が 119 事業所あった。
2. 調査する事業所として抽出した 405 事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した 4 事業所を除いた 401 事業所に占める調査完了した 282 事業所の割合（調査完了率）は、70.3%である。
3. 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

<参考>

図 1 - 1 【産業別】調査対象事業所数(母集団事業所)

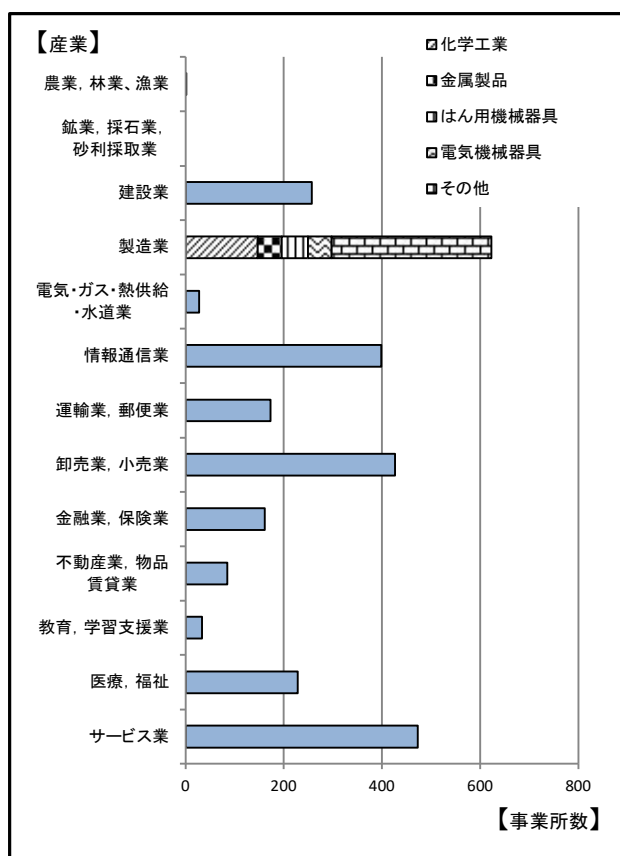


図 1 - 2 【産業別】調査事業所数

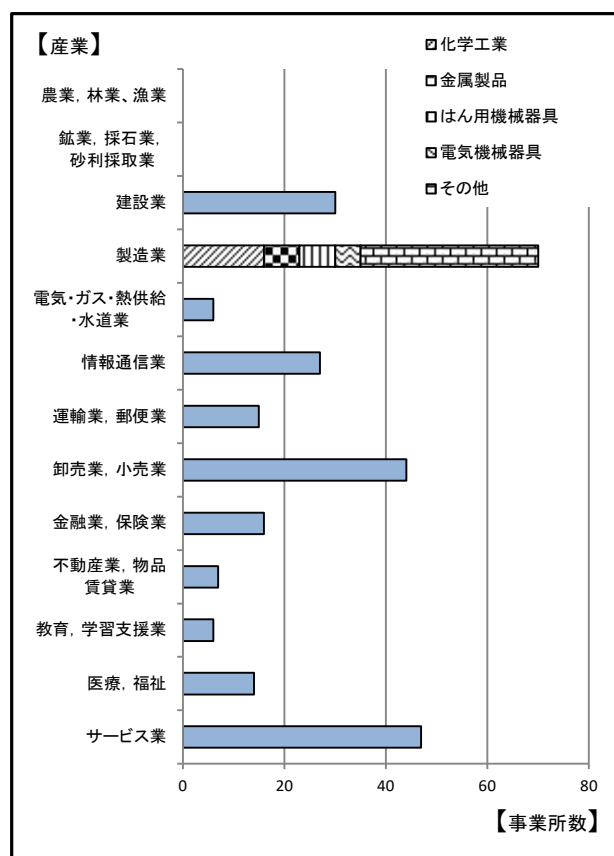


図 2 - 1 【企業規模別】調査対象事業所数(母集団事業所)

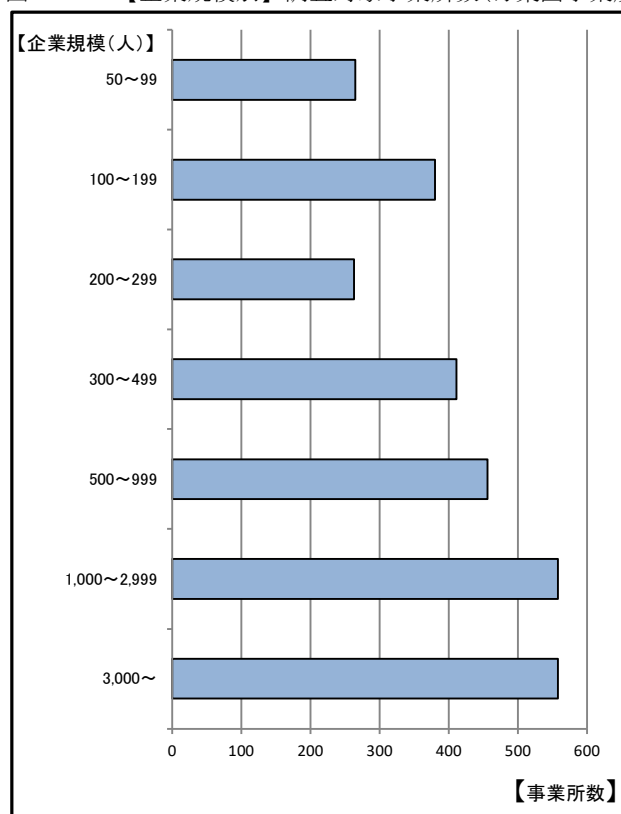
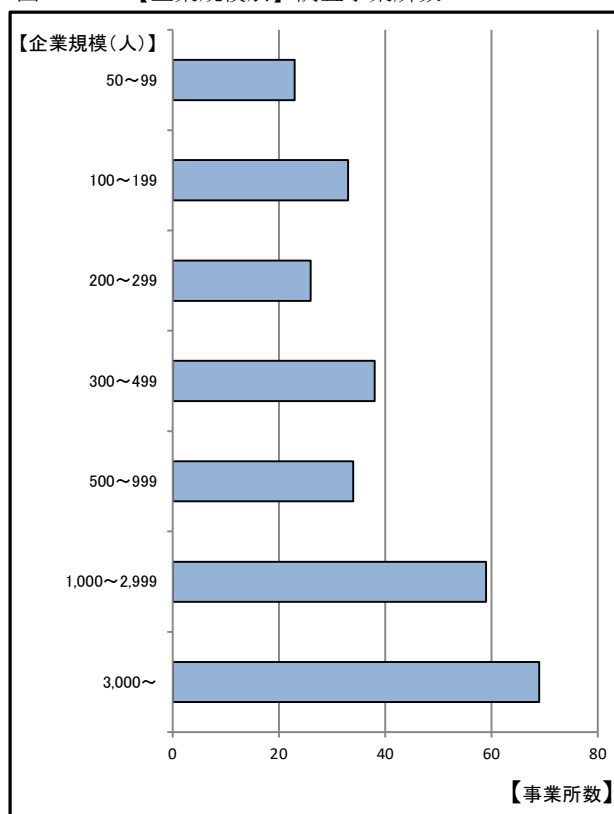


図 2 - 2 【企業規模別】調査事業所数



第 15 表 職種別・学歴別・規模別初任給額

(単位：円)

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満	
新 卒 事 務 員	大学院修士 課程修了	264, 220	274, 024	243, 922	*	
	大 学 卒	242, 757	248, 049	232, 832	※ 221, 833	
	短 大 卒	221, 240	224, 379	214, 419	—	
	高 校 卒	206, 124	208, 955	198, 973	*	
新 卒 技 術 者	新 卒 事 務 員	大学院修士 課程修了	261, 783	269, 009	245, 440	*
		大 学 卒	240, 346	244, 353	232, 914	※ 221, 833
		短 大 卒	218, 483	220, 308	214, 569	—
		高 校 卒	202, 950	205, 081	198, 393	*
	新 卒 技 術 者	大学院修士 課程修了	267, 859	282, 063	241, 961	—
		大 学 卒	247, 500	255, 235	232, 669	—
		短 大 卒	225, 140	230, 082	214, 203	—
		高 校 卒	210, 417	213, 631	200, 030	—
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	272, 594	290, 975	※ 239, 207	—
	新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	220, 614	※ 243, 289	※ 203, 275	—
		高 校 卒	210, 761	※ 228, 964	※ 193, 193	—
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	*	*	—	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 212, 050	※ 212, 050	—	—	
準新卒診療放射線技師	短 大 卒	※ 198, 033	※ 198, 033	—	—	
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	※ 209, 775	※ 209, 775	—	—	
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 241, 000	※ 241, 000	—	—	
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	*	*	—	—	
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	*	*	—	—	
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 296, 373	—	※ 296, 373	—	
新 卒 船 員	海 上 技 術 学 校 卒	—	—	—	—	

- (注) 1. 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与を除いたものである。
2. 準新卒職種は、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までに採用されたものである。なお、医師については、令和4年3月又は令和5年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者（令和6年4月採用者を除く）に限っている。
3. 「*」は、調査事業所が1事業所の場合である。
4. ※印のあるものは、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
5. 大阪市職員（行政職給料表適用者）の初任給額は、大学卒250,096円、短大卒224,576円、高校卒213,556円である（それぞれ地域手当を含む）。

第 16 表 対 応 級 表

職 種 名		対 応 級	
事務・技術関係職種	支 店 長	企業規模 500 人 以 上	行 政 職 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	工 場 長	〃 500 人 以 上	〃 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	事 務・技 術 部 長	〃 500 人 以 上	〃 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	事 務・技 術 部 次 長	〃 500 人 以 上	〃 8・7 級
		〃 100人以上500人未満	〃 6 級
	事 務・技 術 課 長	〃 500 人 以 上	〃 6 級
		〃 100人以上500人未満	〃 5 級
	事 務・技 術 課 長 代 理	〃 500 人 以 上	〃 5 級
		〃 100人以上500人未満	〃 4 級
	事 務・技 術 係 長	〃 500 人 以 上	〃 4・3 級
		〃 100人以上500人未満	〃 3 級
	事 務・技 術 主 任	〃 500 人 以 上	〃 2・1 級 (一部は 4・3 級)
		〃 100人以上500人未満	〃 2・1 級 (一部は 3 級)
	事 務・技 術 係 員	〃 100 人 以 上	〃 2・1 級

第 17 表 職種別・規模別・学歴別給与額等

その 1 事務・技術関係職種

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
支 店 長	人 31	歳 52.9	円 920,827	円 4	円 920,823	・ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	25	53.2	964,024	6	964,018	
短 大 卒	4	52.5	810,625	0	810,625	
高 校 卒	2	51.1	790,156	0	790,156	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 長	713	52.8	762,592	1,591	761,001	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	610	52.5	780,696	1,591	779,105	
短 大 卒	47	54.5	664,314	575	663,739	
高 校 卒	55	53.5	664,549	2,535	662,014	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 部 次 長	210	51.1	679,926	5,597	674,329	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	176	50.8	698,887	5,927	692,960	
短 大 卒	20	54.1	579,818	5,876	573,942	
高 校 卒	13	51.1	602,742	1,582	601,160	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 課 長	1,326	48.6	631,619	13,846	617,773	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	1,106	47.9	646,466	14,350	632,116	
短 大 卒	108	51.0	560,943	19,134	541,809	
高 校 卒	111	52.9	556,692	4,156	552,536	
中 学 卒	*	*	*	*	*	

（注）1. 「*」 は、調査実人員が 1 人の場合である。（以下、本表において同じ。）

2. 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。（以下、本表その 1 において同じ。）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人 429	歳 49.6	円 568,653	円 39,057	円 529,596	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
大 学 卒	330	48.9	575,498	43,793	531,705	
短 大 卒	63	51.6	552,904	27,057	525,847	
高 校 卒	36	52.1	529,141	13,557	515,584	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 長	1,294	45.5	504,661	60,646	444,015	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	939	43.9	515,615	62,911	452,704	
短 大 卒	162	49.1	444,450	42,650	401,800	
高 校 卒	191	50.9	497,529	63,527	434,002	
中 学 卒	2	44.6	411,664	56,461	355,203	
事 務 主 任	1,096	40.9	430,870	52,017	378,853	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
大 学 卒	805	38.6	437,008	52,847	384,161	
短 大 卒	144	49.0	399,110	44,401	354,709	
高 校 卒	144	46.8	422,968	52,592	370,376	
中 学 卒	3	51.6	581,891	209,463	372,428	
事 務 係 員	4,526	38.2	394,097	40,406	353,691	
大 学 卒	3,256	36.2	406,072	41,724	364,348	
短 大 卒	628	44.4	355,734	33,916	321,818	
高 校 卒	639	43.6	364,031	39,380	324,651	
中 学 卒	3	44.5	331,453	13,011	318,442	

(注) 1.「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。（以下、本表その1において同じ。）
2.「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下、本表その1において同じ。）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
工 場 長	人 4	歳 52.6	円 603,304	円 0	円 603,304	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	53.8	698,446	0	698,446	
短 大 卒	2	51.5	515,500	0	515,500	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 長	361	54.7	819,655	8,309	811,346	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	274	54.6	857,850	6,559	851,291	
短 大 卒	42	54.9	717,708	14,055	703,653	
高 校 卒	45	54.9	670,270	14,197	656,073	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 次 長	167	54.3	780,125	4,712	775,413	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	128	54.3	823,547	5,154	818,393	
短 大 卒	21	54.5	572,797	5,319	567,478	
高 校 卒	18	53.9	681,206	618	680,588	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 課 長	713	49.7	674,440	16,620	657,820	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	534	49.1	684,966	13,410	671,556	
短 大 卒	72	51.5	612,297	34,548	577,749	
高 校 卒	107	52.0	658,695	22,134	636,561	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技術課長代理	人 182	歳 45.3	円 640,561	円 60,065	円 580,496	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
大 学 卒	125	43.3	670,489	66,848	603,641	
短 大 卒	21	49.6	539,620	52,544	487,076	
高 校 卒	36	51.2	577,473	33,979	543,494	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 長	652	47.0	556,828	100,183	456,645	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	414	45.2	565,947	102,838	463,109	
短 大 卒	103	49.1	486,832	77,815	409,017	
高 校 卒	133	51.7	581,151	109,425	471,726	
中 学 卒	2	53.6	758,517	136,129	622,388	
技 術 主 任	577	42.9	499,843	102,410	397,433	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
大 学 卒	359	41.7	508,728	107,338	401,390	
短 大 卒	92	45.4	442,913	88,592	354,321	
高 校 卒	124	45.5	512,756	94,965	417,791	
中 学 卒	2	40.2	382,047	74,929	307,118	
技 術 係 員	2,566	36.7	452,019	80,056	371,963	
大 学 卒	1,713	35.3	458,390	80,099	378,291	
短 大 卒	447	38.2	436,731	85,431	351,300	
高 校 卒	406	42.2	439,006	72,149	366,857	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
支 店 長	人 28	歳 52.7	円 985,386	円 5	円 985,381	・ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	23	53.3	1,029,422	6	1,029,416	
短 大 卒	3	50.6	912,466	0	912,466	
高 校 卒	2	51.1	790,156	0	790,156	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 長	545	52.8	780,058	1,734	778,324	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	479	52.6	799,292	1,685	797,607	
短 大 卒	28	54.5	675,027	459	674,568	
高 校 卒	37	53.0	651,228	3,394	647,834	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 部 次 長	162	51.1	705,140	6,509	698,631	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	139	50.8	726,173	7,007	719,166	
短 大 卒	15	54.5	572,287	5,003	567,284	
高 校 卒	7	50.7	652,013	2,339	649,674	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 課 長	1,111	48.6	645,667	14,906	630,761	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	939	47.9	661,514	15,665	645,849	
短 大 卒	86	51.6	572,812	18,748	554,064	
高 校 卒	85	52.9	555,271	3,629	551,642	
中 学 卒	*	*	*	*	*	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人 332	歳 50.0	円 578,398	円 43,287	円 535,111	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
大 学 卒	265	49.5	583,989	47,571	536,418	
短 大 卒	46	51.9	560,945	30,839	530,106	
高 校 卒	21	52.9	544,200	15,305	528,895	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 長	985	45.8	517,075	68,679	448,396	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	714	44.3	530,834	70,757	460,077	
短 大 卒	118	48.9	439,370	44,812	394,558	
高 校 卒	152	51.1	504,571	75,591	428,980	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 主 任	768	41.0	444,444	58,515	385,929	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
大 学 卒	558	38.8	449,541	59,362	390,179	
短 大 卒	103	49.5	416,073	48,368	367,705	
高 校 卒	104	46.6	439,429	61,361	378,068	
中 学 卒	3	51.6	581,891	209,463	372,428	
事 務 係 員	3,331	38.3	399,531	40,571	358,960	
大 学 卒	2,346	36.2	412,493	41,216	371,277	
短 大 卒	459	44.0	357,277	35,615	321,662	
高 校 卒	523	44.1	371,021	41,735	329,286	
中 学 卒	3	44.5	331,453	13,011	318,442	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
工 場 長	人 4	歳 52.6	円 603,304	円 0	円 603,304	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	2	53.8	698,446	0	698,446	
短 大 卒	2	51.5	515,500	0	515,500	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 長	280	54.9	869,363	3,658	865,705	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	222	54.9	905,134	3,284	901,850	
短 大 卒	23	54.9	798,918	30	798,888	
高 校 卒	35	55.0	681,739	8,551	673,188	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 次 長	143	54.3	805,028	4,942	800,086	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	112	54.3	844,893	5,244	839,649	
短 大 卒	16	55.2	603,255	6,809	596,446	
高 校 卒	15	53.6	689,441	693	688,748	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 課 長	585	49.8	702,602	12,953	689,649	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	435	49.2	716,251	11,376	704,875	
短 大 卒	58	51.8	624,005	19,143	604,862	
高 校 卒	92	52.0	679,542	17,487	662,055	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技術課長代理	人 159	歳 44.8	円 642,513	円 63,187	円 579,326	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長一係長間）
大 学 卒	106	42.6	674,611	70,725	603,886	
短 大 卒	17	49.1	536,590	58,535	478,055	
高 校 卒	36	51.2	577,473	33,979	543,494	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 長	521	47.4	574,680	107,395	467,285	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	320	45.7	588,725	112,669	476,056	
短 大 卒	81	49.4	489,396	77,306	412,090	
高 校 卒	119	51.9	596,508	114,214	482,294	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 主 任	408	43.8	520,929	109,798	411,131	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長一係員間）
大 学 卒	242	42.7	532,415	117,129	415,286	
短 大 卒	63	47.0	456,814	93,314	363,500	
高 校 卒	102	45.5	525,195	95,923	429,272	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 係 員	2,085	37.1	464,980	84,409	380,571	
大 学 卒	1,342	35.6	474,785	85,541	389,244	
短 大 卒	397	38.3	441,720	87,800	353,920	
高 校 卒	346	43.1	448,378	73,214	375,164	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
支 店 長	人 3	歳 54.2	円 541,127	円 0	円 541,127	・ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	2	52.5	535,700	0	535,700	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 長	168	52.7	702,953	1,101	701,852	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	131	52.2	711,602	1,244	710,358	
短 大 卒	19	54.5	644,111	794	643,317	
高 校 卒	18	54.7	699,217	301	698,916	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 次 長	48	51.2	602,655	2,803	599,852	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	37	51.0	611,888	2,485	609,403	
短 大 卒	5	52.4	607,407	9,074	598,333	
高 校 卒	6	51.6	531,256	484	530,772	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 課 長	215	48.3	550,323	7,713	542,610	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
大 学 卒	167	47.6	554,099	6,281	547,818	
短 大 卒	22	48.3	505,102	20,952	484,150	
高 校 卒	26	53.0	562,682	6,378	556,304	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人 97	歳 47.4	円 522,845	円 19,174	円 503,671	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
大 学 卒	65	45.8	527,843	22,587	505,256	
短 大 卒	17	50.9	525,066	13,964	511,102	
高 校 卒	15	50.6	498,105	9,955	488,150	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 長	309	44.4	460,730	32,217	428,513	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	225	42.3	460,345	34,418	425,927	
短 大 卒	44	49.7	458,220	36,792	421,428	
高 校 卒	39	50.4	469,231	15,049	454,182	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 主 任	328	40.3	390,906	32,886	358,020	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
大 学 卒	247	38.1	399,886	33,549	366,337	
短 大 卒	41	47.2	346,606	32,123	314,483	
高 校 卒	40	47.4	379,706	29,547	350,159	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 員	1,195	37.9	377,018	39,887	337,131	
大 学 卒	910	36.2	387,080	43,223	343,857	
短 大 卒	169	45.6	351,192	28,917	322,275	
高 校 卒	116	41.3	328,838	27,521	301,317	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
工 場 長	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	－	－	－	－	－	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 長	81	53.8	619,584	27,027	592,557	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	52	53.2	626,360	22,594	603,766	
短 大 卒	19	55.0	595,371	35,182	560,189	
高 校 卒	10	54.6	626,130	35,926	590,204	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 次 長	24	54.1	555,790	2,636	553,154	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	16	54.4	582,140	4,141	577,999	
短 大 卒	5	52.1	464,113	0	464,113	
高 校 卒	3	56.8	613,667	0	613,667	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 課 長	128	49.1	517,849	37,012	480,837	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	99	48.5	511,646	24,673	486,973	
短 大 卒	14	50.2	559,968	103,395	456,573	
高 校 卒	15	51.7	517,588	53,583	464,005	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技術課長代理	人 23	歳 51.7	円 615,970	円 20,728	円 595,242	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
大 学 卒	19	51.3	625,823	24,831	600,992	
短 大 卒	4	53.7	566,201	0	566,201	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 長	131	44.9	476,285	67,647	408,638	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	94	43.4	474,351	63,305	411,046	
短 大 卒	22	47.8	474,426	80,278	394,148	
高 校 卒	14	50.4	463,948	72,872	391,076	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 主 任	169	39.4	423,381	75,620	347,761	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
大 学 卒	117	37.9	425,369	72,882	352,487	
短 大 卒	29	41.0	405,091	75,742	329,349	
高 校 卒	22	45.6	442,101	89,524	352,577	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 係 員	481	33.7	364,502	50,661	313,841	
大 学 卒	371	33.2	363,727	48,675	315,052	
短 大 卒	50	36.7	361,147	49,543	311,604	
高 校 卒	60	35.1	372,025	64,537	307,488	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
支 店 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	－	－	－	－	－	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 部 長	13	52.9	553,919	29	553,890	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
大 学 卒	9	52.8	577,947	0	577,947	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	2	55.5	475,774	0	475,774	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 部 次 長	3	51.8	464,740	6,073	458,667	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 課 長	27	52.9	490,006	8,911	481,095	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	16	50.9	498,372	7,909	490,463	
短 大 卒	2	55.5	528,800	0	528,800	
高 校 卒	9	56.1	466,514	12,673	453,841	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事務課長代理	人 9	歳 53.6	円 483,474	円 3,135	円 480,339	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
大 学 卒	7	52.5	482,330	4,031	478,299	
短 大 卒	2	57.5	487,480	0	487,480	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 長	47	47.7	411,931	19,549	392,382	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	33	45.3	407,446	20,841	386,605	
短 大 卒	7	51.4	419,864	26,209	393,655	
高 校 卒	6	55.3	435,399	3,337	432,062	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 主 任	58	47.3	348,587	16,592	331,995	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
大 学 卒	29	45.6	376,326	18,965	357,361	
短 大 卒	8	50.4	284,743	9,127	275,616	
高 校 卒	21	48.5	334,601	16,159	318,442	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
事 務 係 員	236	42.5	326,828	21,510	305,318	
大 学 卒	142	42.1	341,528	22,125	319,403	
短 大 卒	43	44.7	302,916	15,777	287,139	
高 校 卒	51	41.6	303,563	25,129	278,434	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
工 場 長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	－	－	－	－	－	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 部 長	5	54.7	632,584	0	632,584	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	3	54.8	622,263	0	622,263	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
大 学 卒	－	－	－	－	－	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 課 長	6	51.7	444,419	0	444,419	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	2	55.5	416,945	0	416,945	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	4	49.8	458,155	0	458,155	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技術課長代理	人	歳	円	円	円	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
大 学 卒	－	－	－	－	－	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 係 長	*	*	*	*	*	・係の長及び係長級専門職
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	－	－	－	－	－	
高 校 卒	－	－	－	－	－	
中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術 主 任	9	45.6	389,588	71,910	317,678	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	3	49.2	391,887	77,320	314,567	
高 校 卒	4	44.3	372,715	45,840	326,875	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術 係 員	35	40.5	321,944	34,269	287,675	
大 学 卒	17	39.1	326,563	24,179	302,384	
短 大 卒	4	54.3	345,821	51,626	294,195	
高 校 卒	14	38.2	309,512	41,561	267,951	
中 学 卒	－	－	－	－	－	

その２ 事務・技術関係以外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
電 話 交 換 手	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用自動車運転手	4	56.0	494,652	80,021	414,631	
守 衛	－	－	－	－	－	
用 務 員	－	－	－	－	－	
研 究 所 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研 究 部（課）長	18	52.4	784,411	0	784,411	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
研 究 室（係）長	27	45.6	632,458	1,723	630,735	構成員3人以上の室(係)の長
主 任 研 究 員	59	42.0	540,198	22,744	517,454	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
研 究 員	112	36.2	455,555	25,917	429,638	
研 究 補 助 員	19	32.4	332,907	8,599	324,308	
病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	2	50.0	1,798,391	297,500	1,500,891	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	32	54.4	1,644,112	173,932	1,470,180	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	42	40.1	1,303,224	157,027	1,146,197	
歯 科 医 師	－	－	－	－	－	
薬 局 長	2	46.0	588,016	51,011	537,005	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	39	34.8	425,097	60,265	364,832	
診 療 放 射 線 技 師	45	35.9	391,921	25,987	365,934	
臨 床 検 査 技 師	34	41.5	395,816	25,378	370,438	
栄 養 士	27	33.3	324,335	11,883	312,452	
理 学 療 法 士	73	28.5	294,695	4,507	290,188	
作 業 療 法 士	43	27.6	289,312	5,967	283,345	
総 看 護 師 長	3	52.8	523,813	0	523,813	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	53	47.2	488,893	19,603	469,290	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	148	33.7	409,007	36,614	372,393	
准 看 護 師	20	41.0	341,238	14,926	326,312	
大 学 学 部 長	5	56.7	832,007	0	832,007	
大 学 教 授	25	57.3	807,674	0	807,674	
大 学 准 教 授	22	51.5	694,187	0	694,187	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)	
大 学 講 師	人 8	歳 42.3	円 545,315	円 0	円 545,315	総トン数5トン以上の船舶の乗組員
大 学 助 教	2	37.0	434,775	0	434,775	
高 等 学 校 校 長	3	61.2	710,963	2,133	708,830	
高 等 学 校 教 頭	7	61.1	726,343	9,457	716,886	
高 等 学 校 教 諭	74	55.1	647,770	10,322	637,448	
船 長 ・ 機 関 長	－	－	－	－	－	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	－	－	－	－	－	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	－	－	－	－	－	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	－	－	－	－	－	
運 航 士	－	－	－	－	－	
甲 板 長 ・ 操 機 長	－	－	－	－	－	
甲 板 手 ・ 操 機 手	－	－	－	－	－	
甲 板 員 ・ 機 関 員	－	－	－	－	－	

その3 再雇用者

企業規模計（100人以上）

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均給与額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人 ＊	歳 ＊	円 ＊	円 ＊	円 ＊
	60歳	＊	＊	＊	＊	＊
	事務・技術部長	116	62.8	626,416	1,211	625,205
	60歳	24	－	657,067	649	656,418
	事務・技術部次長	41	62.6	514,556	11	514,545
	60歳	4	－	503,933	0	503,933
	事務・技術課長	60	63.0	458,937	2,193	456,744
	60歳	12	－	561,396	5,019	556,377
	事務・技術課長代理	16	62.3	484,065	52,849	431,216
	60歳	5	－	470,194	31,854	438,340
	事務・技術係長	46	62.1	437,871	31,389	406,482
	60歳	17	－	426,593	38,640	387,953
	事務・技術主任	44	62.5	323,636	23,407	300,229
	60歳	11	－	352,861	25,487	327,374
	事務・技術係員	665	62.8	343,288	27,670	315,618
	60歳	138	－	354,163	31,331	322,832

第 18 表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

項目		新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増 額	据置き	減 額	
大学卒	規 模 計 (100人以上)	49.9	(76.6)	(23.4)	(0.0)	50.1
	500人以上	42.0	(83.0)	(17.0)	(0.0)	58.0
	100人以上 500人未満	61.4	(70.2)	(29.8)	(0.0)	38.6
	【参考】 50人以上 100人未満	19.7	(66.7)	(33.3)	(0.0)	80.3
高校卒	規 模 計 (100人以上)	9.6	(82.4)	(17.6)	(0.0)	90.4
	500人以上	9.9	(91.8)	(8.2)	(0.0)	90.1
	100人以上 500人未満	9.2	(67.7)	(32.3)	(0.0)	90.8
	【参考】 50人以上 100人未満	6.6	(0.0)	(100.0)	(0.0)	93.4

- (注) 1. 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2. () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 19 表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	住宅手当の支給状況
支給する	65.2%
借家・借間居住者 に対する住宅手当	49.9% (76.6%)
持家居住者 に対する住宅手当	31.0% (47.6%)
支給しない	34.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	30,000円以上 31,000円未満

- (注) 1. 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
2. () の割合は、住宅手当を支給する事業所を100とした割合である。
3. 住宅手当の支給状況の内容は、複数回答である。

備考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円（大阪市内居住者は30,500円）である。

第 20 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：％)

項目 企業規模	係員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計 (100人以上)	50.9	49.1	45.0	55.0	42.7	57.3
500人以上	47.1	52.9	38.7	61.3	34.8	65.2
100人以上500人未満	57.4	42.6	55.9	44.1	56.1	43.9
【参考】 50人以上100人未満	67.5	32.5	73.5	26.5	72.6	27.4

第 21 表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内 給与月額	下半期（A 1）	円	427,872	302,749
	上半期（A 2）	円	445,292	311,244
特別給の支給額	下半期（B 1）	円	991,030	520,277
	上半期（B 2）	円	1,134,096	561,461
特別給の支給割合	下半期（B 1 / A 1）	月分	2.32	1.72
	上半期（B 2 / A 2）	月分	2.55	1.80

（注）企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 22 表 民間と本市職員の給与比較

民間給与	本市職員給与	較差
420,730円	408,077円	12,653円 (3.10%)

- (注) 1. 比較に当たっては、民間・本市職員ともに、本年度新規学卒の採用者は含まれていない。
2. 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
3. 企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した場合の較差は11,565円 (2.83%) である。

3 生計費及び労働経済関係

第 23 表 費目別 ・ 世帯人員別標準生計費

区 分	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	54,350 ^円	69,520 ^円	84,670 ^円	99,840 ^円
住 居 関 係 費	57,020	47,590	38,160	28,720
被 服 ・ 履 物 費	4,370	6,950	9,540	12,130
雑 費 I	38,050	53,000	67,920	82,860
雑 費 II	12,120	15,860	19,600	23,330
計	165,910	192,920	219,890	246,880

(注) 1. 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費 I ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ……………その他消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

2. 2人～5人世帯について、総務省統計局の家計調査における大阪市勤労者世帯の令和6年4月の費目別平均支出金額(日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

3. 10円未満を四捨五入した。

第24表 労働経済指標

項 目				年 月	令和 5年度	令和 6年度				
							4月	5月	6月	7月
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	金 額 (千 円) 前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	308.4 1.6	315.4 2.6	316.5 2.3	315.0 2.8	317.1 2.8	317.5 2.8	
		大 阪 府	金 額 (千 円) 前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	306.2 0.6	318.5 3.2	318.5 3.1	318.4 3.5	319.9 3.5	320.6 3.4	
		うち所定内 給与	全 国	金 額 (千 円) 前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	283.6 1.8	290.7 2.7	291.3 2.5	290.8 2.9	292.8 3.0	292.9 3.0
			大 阪 府	金 額 (千 円) 前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	283.5 1.0	294.2 3.0	294.0 2.9	293.7 3.2	295.8 3.3	296.2 3.0
	総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)	143.8	142.8	147.5	143.6	145.6	148.0	
		大 阪 府	(時間)	139.1	140.8	144.7	142.3	144.0	145.4	
		うち所定外 労働時間数	全 国	(時間)	12.1	11.7	12.2	11.5	11.6	11.8
			大 阪 府	(時間)	10.3	10.7	11.1	10.7	10.8	10.6
統計局 家計調査 (総務省)	消費支出	二人以上の世帯	全 国	金 額 (千 円) 前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	294.0 1.1	300.2 2.1	313.3 3.4	290.3 1.4	280.9 1.9	290.9 3.3
			大 阪 市	金 額 (千 円) 前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	271.2 2.3	280.7 3.5	310.8 2.0	285.0 11.7	282.0 15.8	267.9 2.5
		二人以上の世帯 のうち勤労者世帯	大 阪 市	金 額 (千 円) 前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	300.8 7.2	297.0 △ 1.3	308.1 △ 19.2	314.7 2.3	304.2 11.0	290.0 2.4
物 価	消費者物価指数 (総務省統計局)	全 国	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	3.0	3.0	2.5	2.8	2.8	2.8	
		大 阪 市	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	2.9	3.2	2.2	2.7	3.0	2.9	
	国内企業物価指数 (日本銀行)	全 国	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	2.4	3.3	0.9	2.3	2.6	3.1	
雇 用	常用雇用指数 (厚生労働省 毎月勤労統計調査)	大 阪 府	前 年 度 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)	0.1	0.9	0.4	0.7	0.8	1.0	
	有効求人倍率 (厚生労働省・ 大阪労働局)	全 国	(倍)	1.29	1.25	1.26	1.25	1.24	1.25	
		大 阪 府	(倍)	1.27	1.21	1.22	1.20	1.19	1.19	
	完全失業率 (総務省統計局・ 大阪府)	全 国	(%)	2.6	2.5	2.7				
		大 阪 府	(%)	3.2	3.1	3.2				

(注) 1.「賃金・労働時間」の数値は、事業所規模30人以上の数値である。また、令和5年度及び令和6年度の数値は、
2.「消費支出」の数値は農林漁家世帯を含む数値である。また、令和5年度及び令和6年度の数値は、それぞれ
3.「消費者物価指数」「国内企業物価指数」「常用雇用指数」の数値は令和2年基準の数値である。
4.「常用雇用指数」の数値は、事業所規模30人以上の数値である。また、令和5年度及び令和6年度の数値は、
5.「有効求人倍率」の数値は季節調整値である。
6.「完全失業率」の数値は原数値である。また、令和5年度及び令和6年度の数値は、それぞれ暦年の数値であ

令和6年					令和7年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
315.9 3.2	316.5 2.8	319.1 2.9	319.9 3.1	319.9 3.1	314.1 2.6	313.5 1.8	316.7 1.4	324.0 2.3
319.3 2.9	318.9 3.0	326.0 3.6	324.3 3.5	325.1 4.4	319.9 3.4	317.5 2.9	322.9 3.3	329.0 3.2
291.4 3.2	292.5 3.1	293.6 2.9	293.9 3.1	294.3 3.1	289.9 2.6	289.0 1.6	291.9 1.6	298.4 2.4
295.1 2.5	295.9 3.2	300.7 3.4	299.1 3.2	299.6 4.2	297.3 3.7	294.6 3.2	299.2 3.7	305.0 3.6
138.3	139.5	146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4
137.7	137.6	145.1	144.3	139.9	133.0	133.0	135.2	143.6
10.8	11.5	12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0
9.9	10.4	11.1	11.1	10.7	10.0	10.0	10.6	10.6
297.5 1.5	288.0 1.8	305.8 1.3	295.5 3.0	352.6 7.0	305.5 5.5	290.5 3.8	339.2 6.4	325.7 4.0
264.3 0.4	258.2 0.9	260.3 △ 8.0	260.8 △ 0.7	333.8 10.8	300.8 5.9	315.5 20.6	314.1 4.6	310.4 △ 0.1
287.0 △ 3.8	277.1 2.6	264.1 △ 1.1	261.2 △ 7.3	332.4 4.8	339.2 9.9	355.1 21.6	372.4 14.7	355.4 15.4
3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6
3.3	2.6	2.9	3.5	4.3	4.2	3.6	3.7	3.8
2.6	3.1	3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.3	4.1
0.8	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3
1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26
1.19	1.20	1.22	1.21	1.22	1.23	1.21	1.23	1.23
2.6	2.3			2.4				
3.2	2.8			2.8				

それぞれ暦年の数値である。なお、「前年同月比」は、国及び大阪府の公表値である。
暦年の数値である。

それぞれ暦年の数値である。

る。

4 賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査結果の活用について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間）について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃（令和6年分は令和7年3月17日公表）

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	合計
大阪	調査実人員	22,606 人	24,079 人	26,762 人	73,447 人
市内	母集団復元後	約 134.5 万人	約 151.2 万人	約 153.5 万人	約 439.2 万人

【主な調査項目】

○企業規模番号

○最終学歴

○年齢

○勤続年数

○実労働日数

○雇用形態

※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分

○役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）

○職種番号

※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能

○きまって支給する現金給与額

※ 通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査

○超過労働給与額

○前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額

○復元倍率

4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

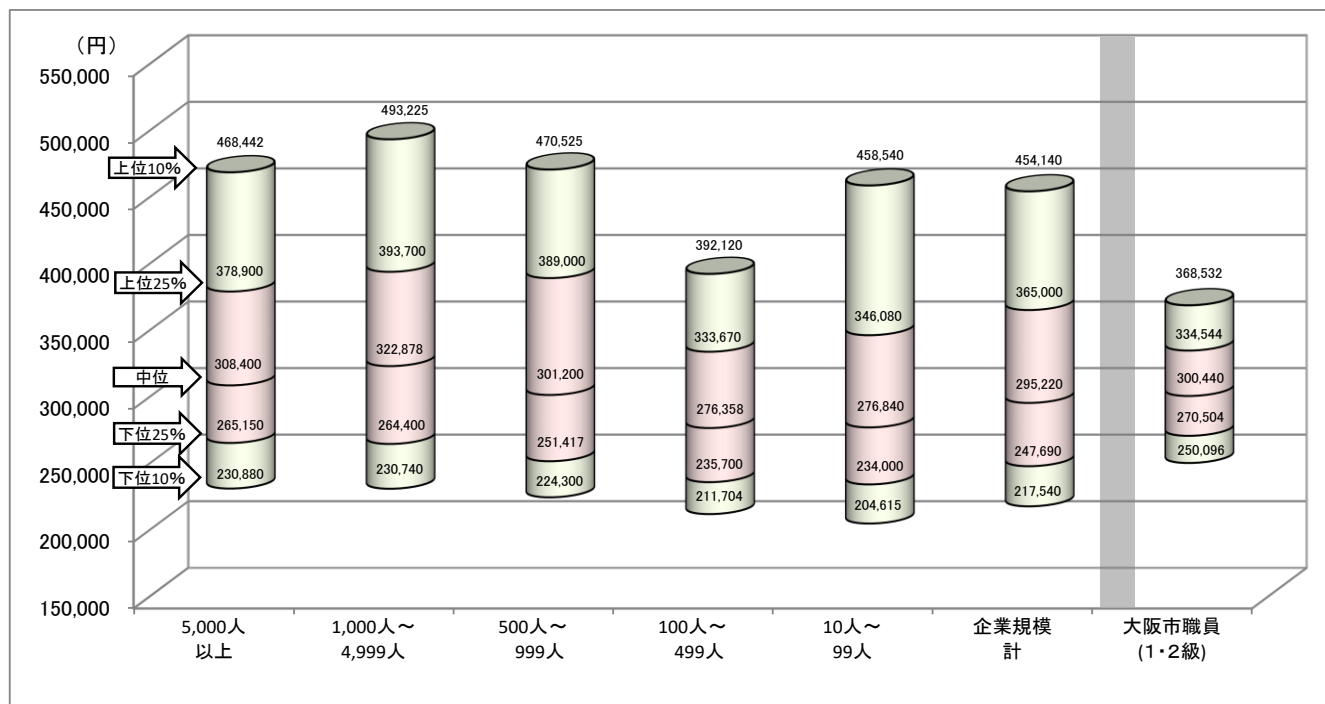
名 称 (実施機関)		職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)
調査時点		月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月
調査期間		4月下旬から6月中旬	7月
結果公表時期		当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表
対象事業所規模		企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)
対象産業		全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)
母集団及び抽出数		令和7年調査時 大阪市：母集団 約24.7万人 調査実人員 17,448人 抽出率 約7.1%	令和4年から令和6年までの合計 大阪市：母集団 約439.2万人 調査実人員 73,447人 抽出率 約1.7%
企業規模区分		50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者に 限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員と それ以外を区分)
	就業形態※	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区 分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階		支店長・工場長、部長、部次長、課長、 課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、職長級、その 他の役職、役職なしの6段階

※就業形態について

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 25 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（非役職者）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	10人～99人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	468,442円	493,225円	470,525円	392,120円	458,540円	454,140円	368,532円
上位25%	378,900円	393,700円	389,000円	333,670円	346,080円	365,000円	334,544円
中位	308,400円	322,878円	301,200円	276,358円	276,840円	295,220円	300,440円
下位25%	265,150円	264,400円	251,417円	235,700円	234,000円	247,690円	270,504円
下位10%	230,880円	230,740円	224,300円	211,704円	204,615円	217,540円	250,096円

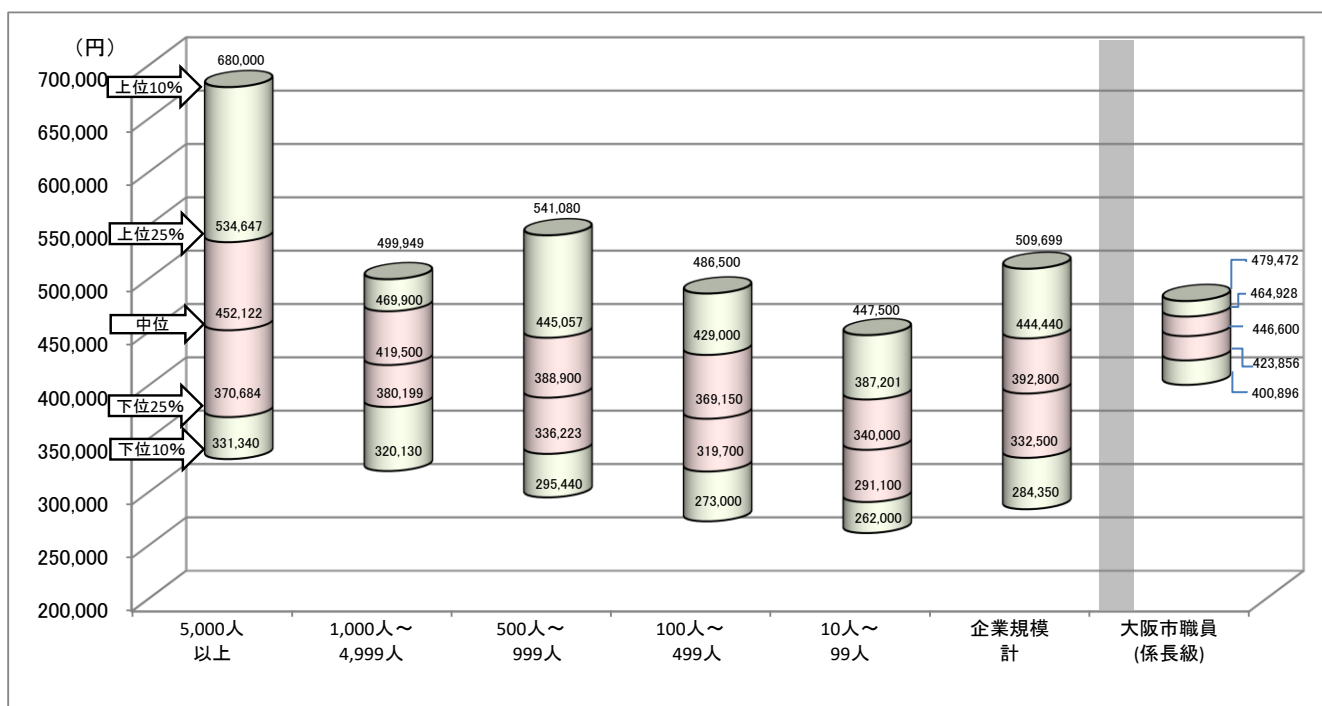
- (注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、令和4年から令和6年までの3年間の調査データで算出した。
(以下、第29表までにおいて同じ。)
2. 民間企業従業員の給与月額、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
(以下、第29表までにおいて同じ。)
3. 大阪市職員の給与月額は、行政職給料表適用者の令和7年4月1日現在における給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。
なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、当該職員を除いて算出している。
(以下、第29表までにおいて同じ。)

調査結果を給与月額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

- ①上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額
- ②上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
- ③中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額
- ④下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与月額
- ⑤下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与月額

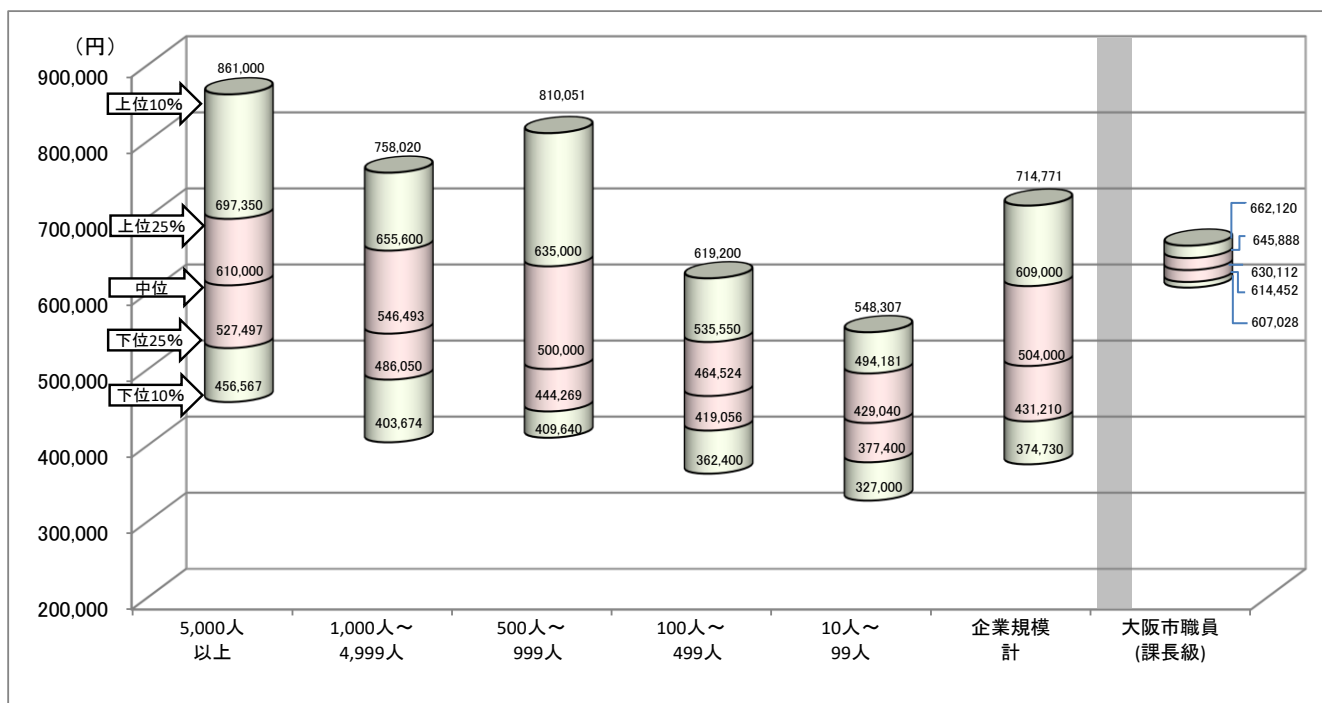
以下、第28表までにおいて同じ。

第 26 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（係長級）



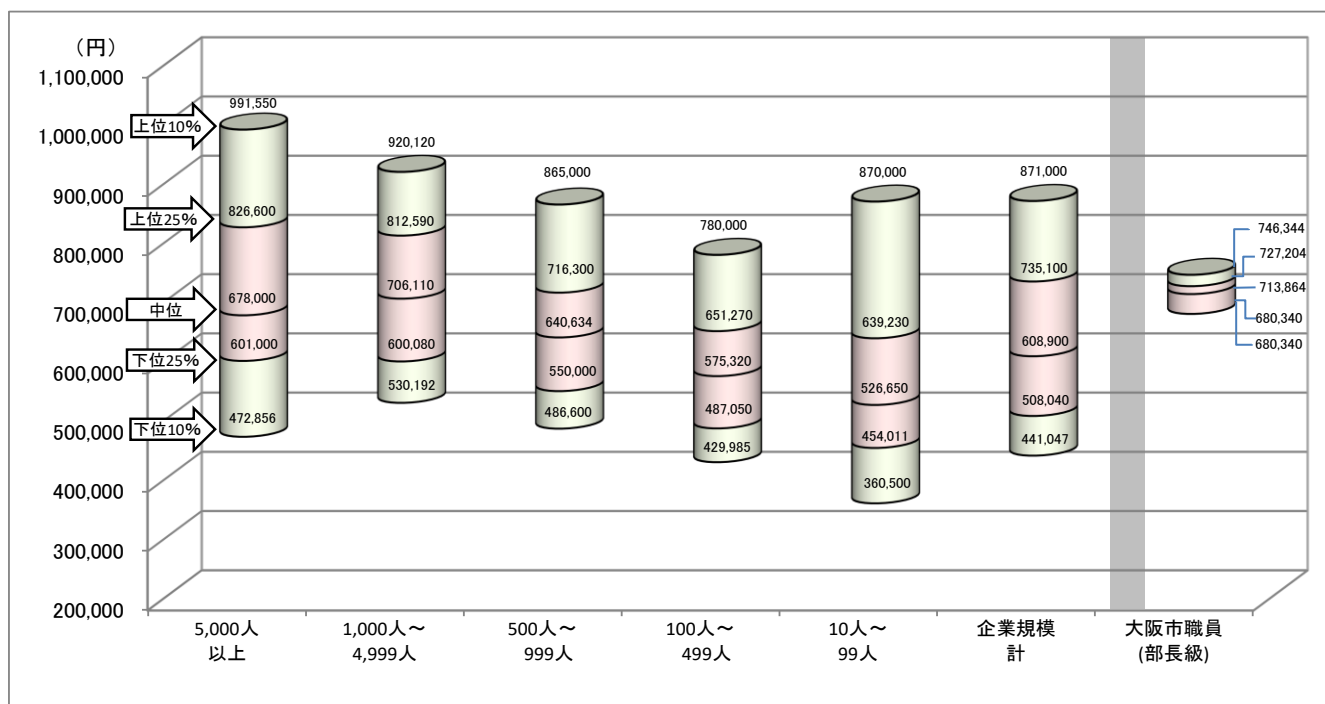
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	10人～99人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	680,000円	499,949円	541,080円	486,500円	447,500円	509,699円	479,472円
上位25%	534,647円	469,900円	445,057円	429,000円	387,201円	444,440円	464,928円
中位	452,122円	419,500円	388,900円	369,150円	340,000円	392,800円	446,600円
下位25%	370,684円	380,199円	336,223円	319,700円	291,100円	332,500円	423,856円
下位10%	331,340円	320,130円	295,440円	273,000円	262,000円	284,350円	400,896円

第 27 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	10人～99人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	861,000円	758,020円	810,051円	619,200円	548,307円	714,771円	662,120円
上位25%	697,350円	655,600円	635,000円	535,550円	494,181円	609,000円	645,888円
中位	610,000円	546,493円	500,000円	464,524円	429,040円	504,000円	630,112円
下位25%	527,497円	486,050円	444,269円	419,056円	377,400円	431,210円	614,452円
下位10%	456,567円	403,674円	409,640円	362,400円	327,000円	374,730円	607,028円

第 28 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（部長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	10人～99人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	991,550円	920,120円	865,000円	780,000円	870,000円	871,000円	746,344円
上位25%	826,600円	812,590円	716,300円	651,270円	639,230円	735,100円	727,204円
中位	678,000円	706,110円	640,634円	575,320円	526,650円	608,900円	713,864円
下位25%	601,000円	600,080円	550,000円	487,050円	454,011円	508,040円	680,340円
下位10%	472,856円	530,192円	486,600円	429,985円	360,500円	441,047円	680,340円

第 29 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	715,911円	45～47歳	22～24年	629,669円
民間企業 従業員 (企業規模)②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	879,869円	45～47歳	22～24年	632,774円
	1,000～ 4,999人の企業			778,217円			594,874円
	500～999人の企業			672,602円			521,205円
	100～499人の企業			598,022円			500,983円
	10～99人の企業			441,319円			479,876円

差引 (①－②)	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	△ 163,958円	45～47歳	22～24年	△ 3,105円
	1,000～ 4,999人の企業			△ 62,306円			34,795円
	500～999人の企業			43,309円			108,464円
	100～499人の企業			117,889円			128,686円
	10～99人の企業			274,592円			149,793円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	395,800円	29～31歳	6～8年	325,630円
民間企業 従業員 (企業規模)②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	503,880円	29～31歳	6～8年	315,659円
	1,000～ 4,999人の企業			448,067円			307,660円
	500～999人の企業			385,875円			294,743円
	100～499人の企業			399,916円			282,436円
	10～99人の企業			401,320円			273,164円

差引 (①－②)	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	△ 108,080円	29～31歳	6～8年	9,971円
	1,000～ 4,999人の企業			△ 52,267円			17,970円
	500～999人の企業			9,925円			30,887円
	100～499人の企業			△ 4,116円			43,194円
	10～99人の企業			△ 5,520円			52,466円

(注) 年齢及び勤続年数は、調査結果の経年比較を行うため、令和6年の同表における階層を設定している。

5 保育士及び幼稚園教員関係

保育士民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、本市保育士の給与を検討する際の基礎資料を得ることを目的として、令和7年4月現在の大阪市内における民間の認可保育所（公設置民営保育所を含む。）及び認定こども園の保育士・保育教諭の給与の実態について調査したものである。

調査の実施は、大阪市内の認可された私立保育園で組織される大阪市私立保育連盟の協力を得て行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象施設

計 503 園（うち、364 園において調査完了（調査完了率 72.4%））

① 大阪市内の全ての民間の認可保育所 421 園

・認可保育所（民間）	389 園
・公設置民営保育所	32 園

（うち、302 園において調査完了）

② 大阪市内の認定こども園（幼保連携型*及び保育所型） 82 園

（うち、62 園において調査完了）

※ 幼保連携型認定こども園については、当該園の総定員に占める、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に該当する子ども）の割合が半数を超えるものを対象とした。

(2) 調査対象職種

保育業務に従事する者のうち保育士資格を有する者

3 調査対象従業員

調査対象者は正規雇用され、フルタイムで働く者とし、臨時の職員及び役員はすべて除外した。

調査実人員は、4,494 人（うち、60 歳以上 174 人）である。

なお、年齢が 60 歳以上の者については集計から除外した。

幼稚園教員民間給与実態調査について

1 調査の目的と方法

この調査は、本市幼稚園教員の給与を検討する際の基礎資料を得ることを目的として、令和7年5月現在（子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園に勤務する者については4月現在）の大阪市内における私立幼稚園及び認定こども園の幼稚園教員・保育教諭の給与の実態について調査したものである。

調査の実施は、大阪市内の私立幼稚園の設置者等で組織される大阪市私立幼稚園・認定こども園連合会等の協力を得て行った。

2 調査の範囲

(1) 調査対象施設

計 125 園（うち、92 園において調査完了（調査完了率 73.6%））

① 大阪市内の全ての私立幼稚園 68 園

（うち、48 園において調査完了）

② 大阪市内の認定こども園（幼保連携型*及び幼稚園型）57 園

（うち、44 園において調査完了）

※ 幼保連携型認定こども園については、当該園の総定員に占める、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どもの割合が半数を超えないものを対象とした。

(2) 調査対象職種

幼児教育を行う者のうち幼稚園教諭の免許状を有する者

3 調査対象

調査対象者は正規雇用され、フルタイムで働く者とし、臨時の職員及び役員はすべて除外した。

調査実人員は、1,048 人（うち、60 歳以上 36 人）である。

なお、年齢が 60 歳以上の者については集計から除外した。

第 30 表 職種別・役職別給与額等

その 1 保育士

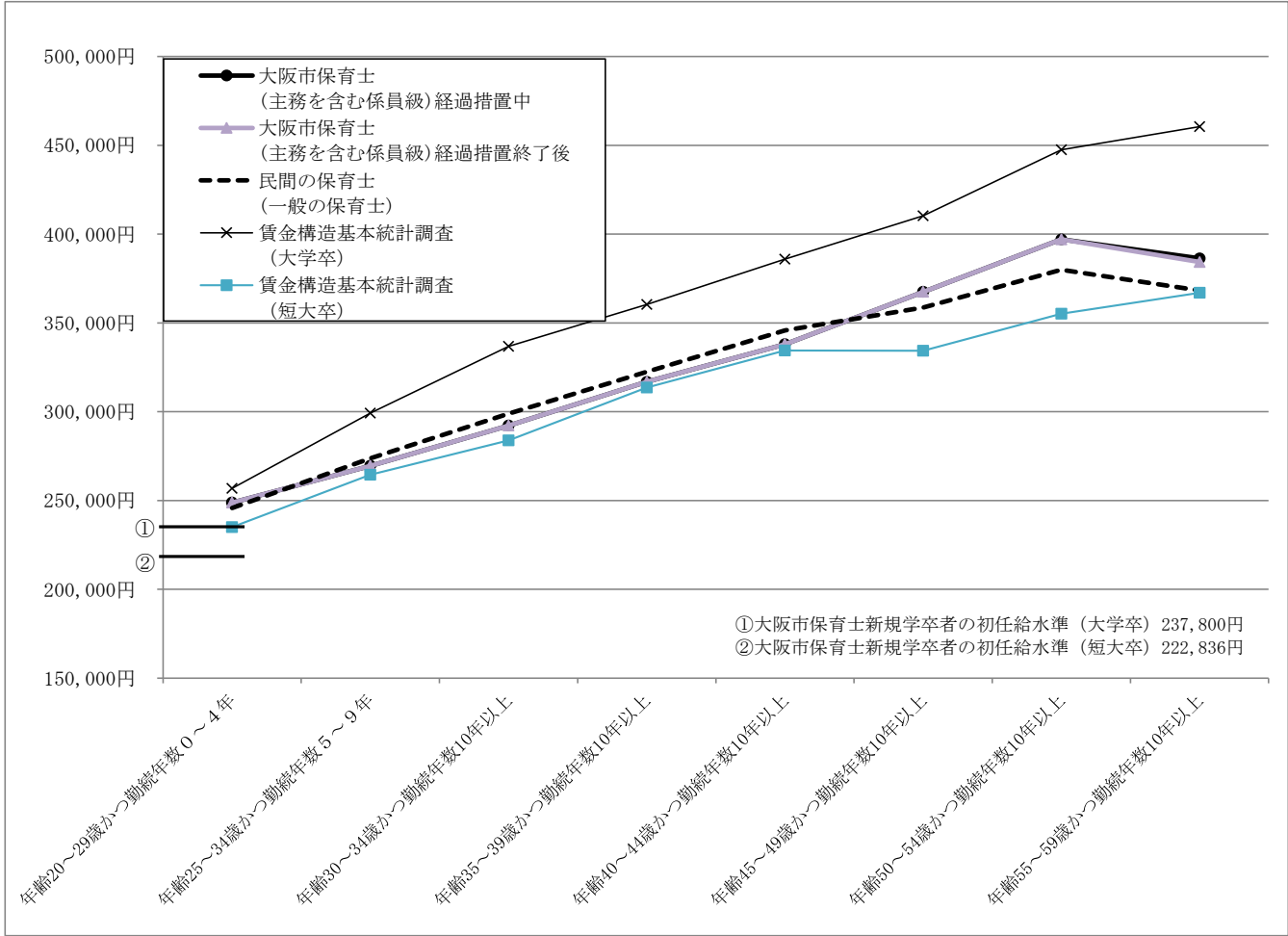
役 職 名	調 査 人 実 人 員	平 年 均 齢	平 均 勤 年 続 数	令 和 7 年 4 月 分 平 均 給 与 額		
				本俸 (A)	諸手当 (B) (時間外手当 及び通勤手当 を除く)	(A)+(B)
施 設 長	155 ^人	50.4 ^歳	13.3 ^年	326,131	128,622	454,753 ^円
副 施 設 長	34	47.6	17.0	299,994	106,375	406,369
主 任 保 育 士	359	45.6	13.4	270,738	96,577	367,315
保 育 士	3,772	33.9	6.1	218,997	60,747	279,744

その 2 幼稚園教員

役 職 名	調 査 人 実 人 員	平 年 均 齢	平 均 勤 年 続 数	令 和 7 年 5 月 分 平 均 給 与 額		
				本俸 (A)	諸手当 (B) (時間外手当 及び通勤手当 を除く)	(A)+(B)
園 長	10 ^人	51.5 ^歳	22.6 ^年	413,506	89,960	503,466 ^円
副園長・教頭	20	49.4	20.9	322,980	111,268	434,248
主 任 等	80	42.6	13.1	251,651	79,246	330,897
教 諭	902	32.2	6.0	215,375	51,708	267,083

(注) 子ども・子育て支援新制度による施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園に勤務する者については、令和7年4月分平均給与額である。

第 31 表 「大阪市保育士(主務を含む係員級)の給与」と「民間の保育士(一般の保育士)の給与」、
「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与(大学卒)、(短大卒)」の比較



	大阪市保育士 (主務を含む係員級)		民間の保育士 (一般の保育士)	賃金構造基本統計調査	
	平均給与月額		平均給与月額	平均給与月額	
	経過措置中	経過措置終了後		(大学卒)	(短大卒)
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	248,842円	248,842円	245,809円	256,801円	235,046円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	269,536円	269,536円	273,707円	299,260円	264,518円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	292,163円	292,163円	298,919円	336,783円	283,868円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	316,825円	316,825円	322,518円	360,335円	313,568円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	337,960円	337,960円	345,834円	385,851円	334,513円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	367,479円	367,479円	358,668円	410,364円	334,314円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	397,063円	397,063円	379,969円	447,515円	355,234円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	386,343円	384,286円	368,205円	460,525円	366,915円

(注) 1. 大阪市保育士の平均給与月額は、給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額で算出している。なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、当該職員を除いて算出している。(以下、第33表までにおいて同じ。)

2. 大阪市保育士については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるという経過措置が設けられている。「経過措置中」の金額は、この経過措置中の給料月額を用いて算出したものであり、「経過措置終了後」の金額は、この経過措置が終了したと仮定した場合の給料月額を用いて算出したものである。

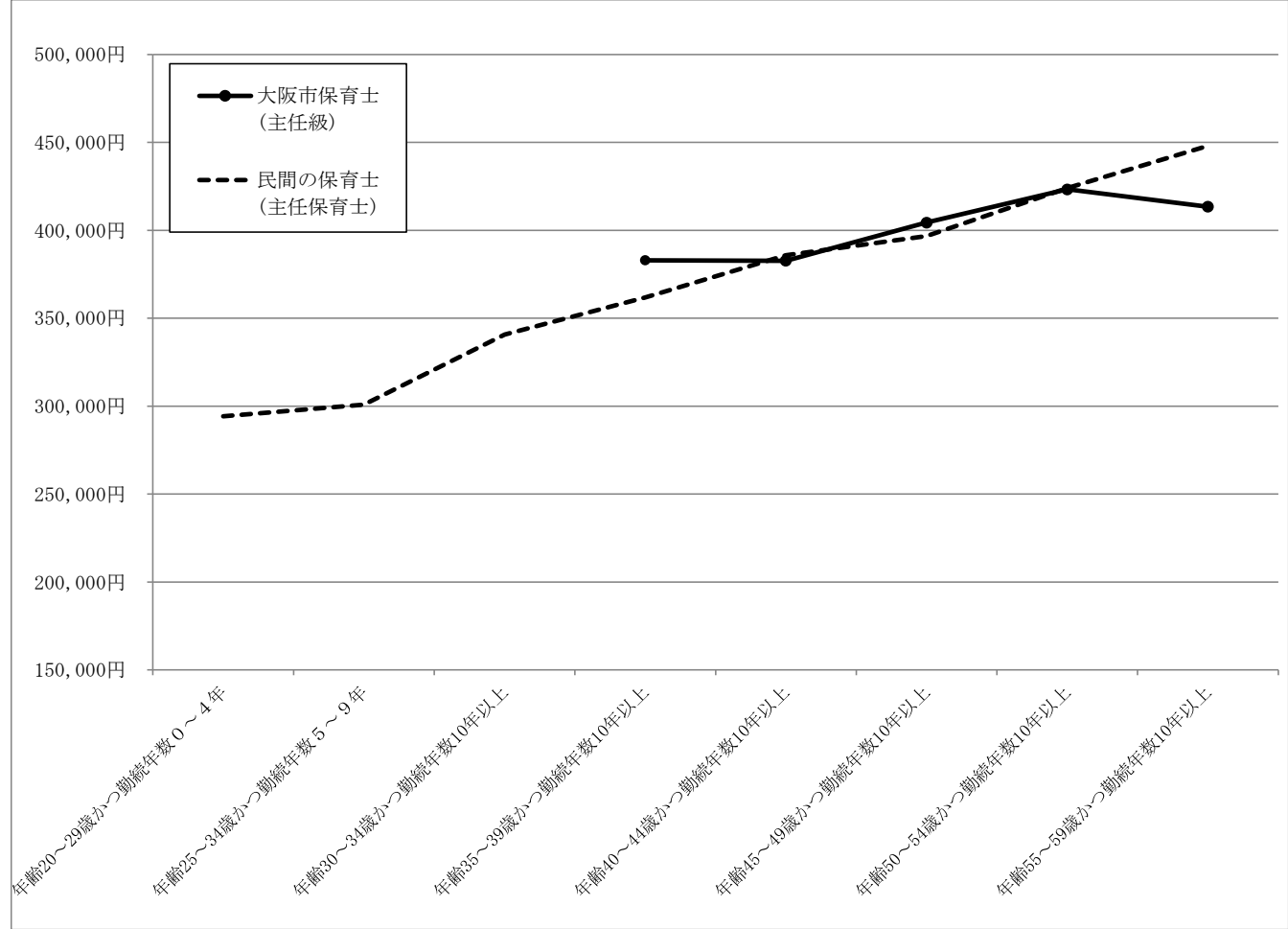
3. 民間の保育士の平均給与月額は、本俸に、諸手当(時間外手当及び通勤手当を除く。)を加えた金額である。(以下、第33表までにおいて同じ。)

4. 民間の保育士のうち、副主任、専門リーダー及び職務分野別リーダーについては、一般の保育士の集計対象としている。

5. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、大阪市内の実労働日数が15日以上的一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員を対象(ただし、役職者及び医師、弁護士といった専門的・技術的職業従事者を除く。)とし、令和4年から令和6年までの3年間の調査データで算出した。

6. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与月額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。

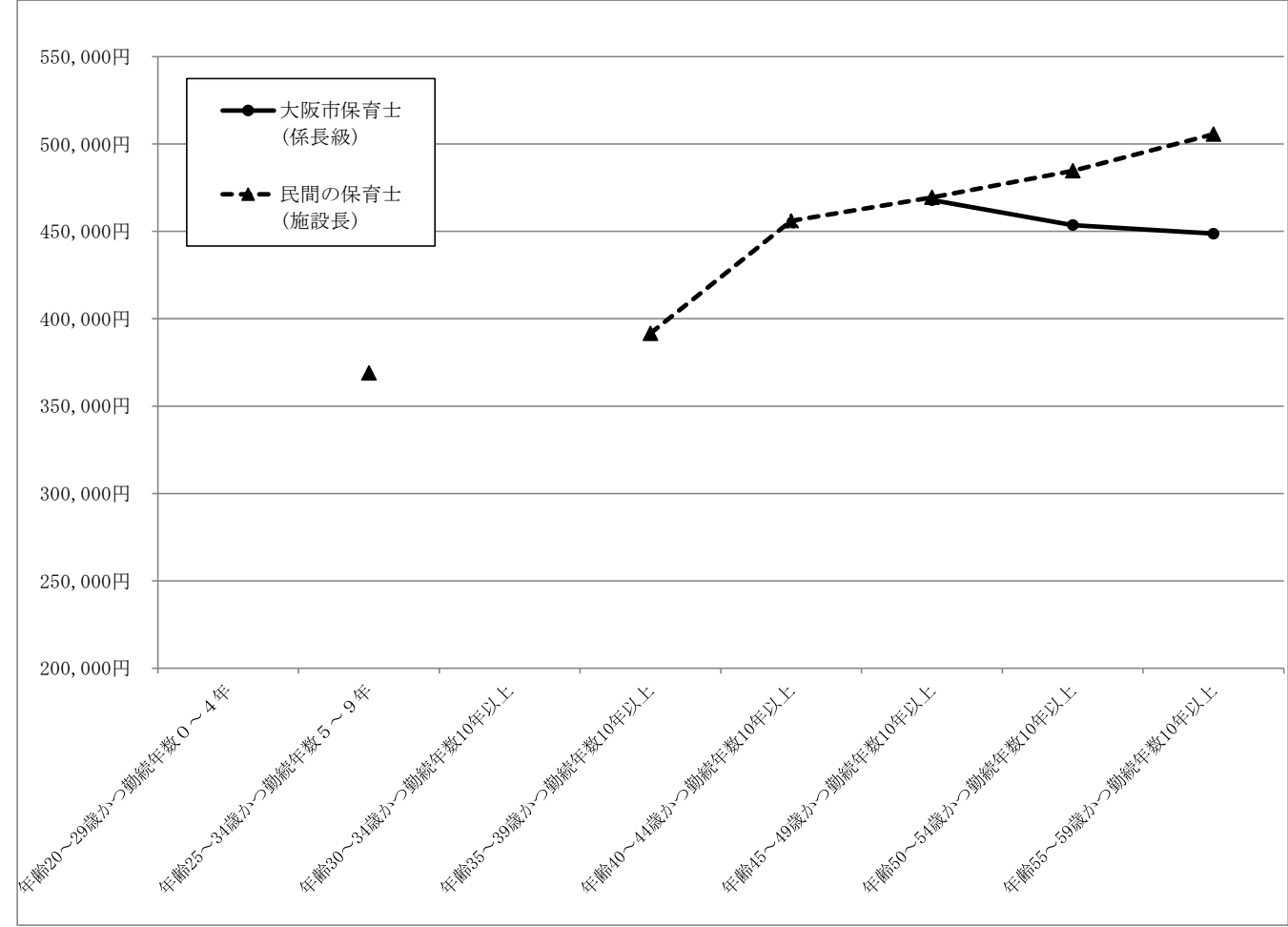
第 32 表 「大阪市保育士(主任級)の給与」と「民間の保育士(主任保育士)の給与」の比較



	大阪市保育士 (主任級)	民間の保育士 (主任保育士)
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	—	294,194円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	—	300,878円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	—	340,768円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	382,875円	361,797円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	382,578円	385,796円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	404,385円	396,732円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	423,262円	424,033円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	413,462円	447,980円

(注) 大阪市保育士については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるという経過措置が設けられたが、令和7年4月1日現在、主任級については経過措置中の者はいない。

第 33 表 「大阪市保育士(係長級)の給与」と「民間の保育士(施設長)の給与」の比較

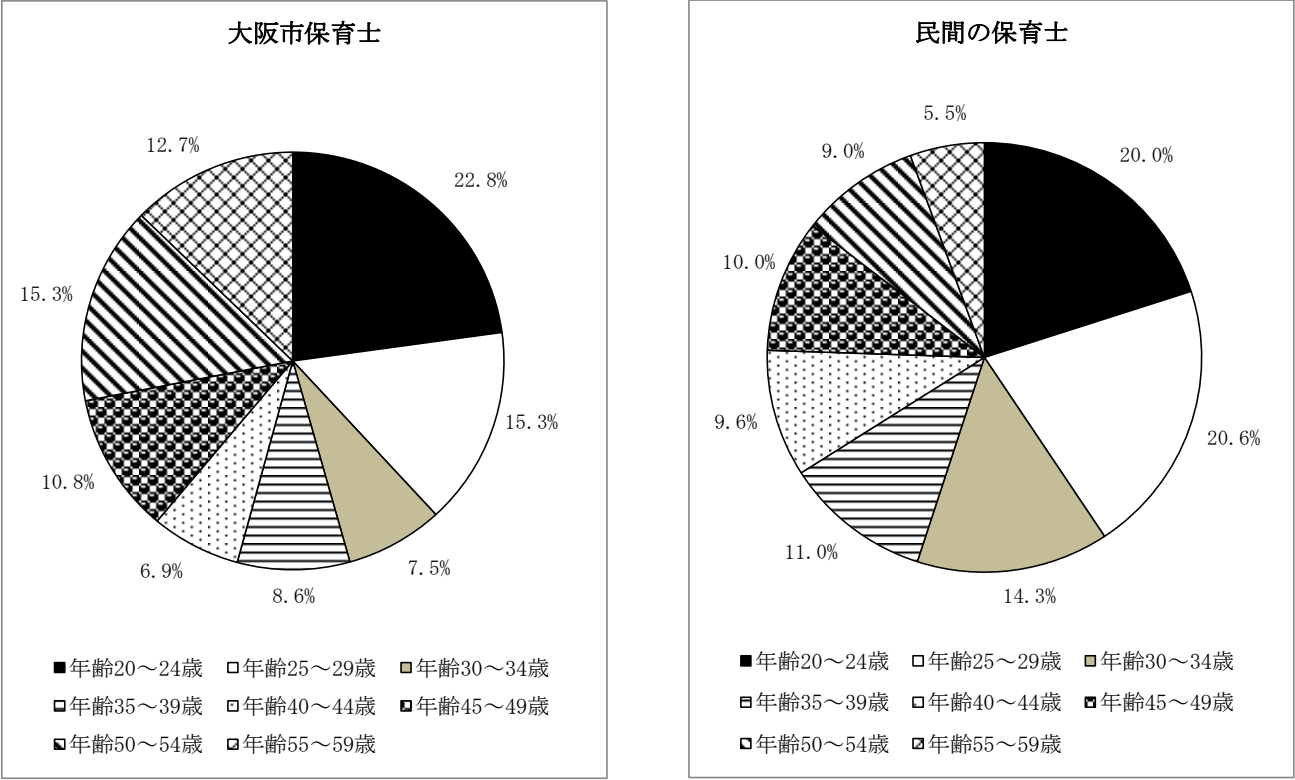


	大阪市保育士 (係長級)	民間の保育士 (施設長)
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	—	—
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	—	369,000円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	—	—
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	—	391,650円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	*	456,011円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	467,904円	469,483円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	453,560円	484,671円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	448,656円	505,655円

(注) 1. 大阪市保育士については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるという経過措置が設けられたが、令和7年4月1日現在、係長級については経過措置中の者はいない。

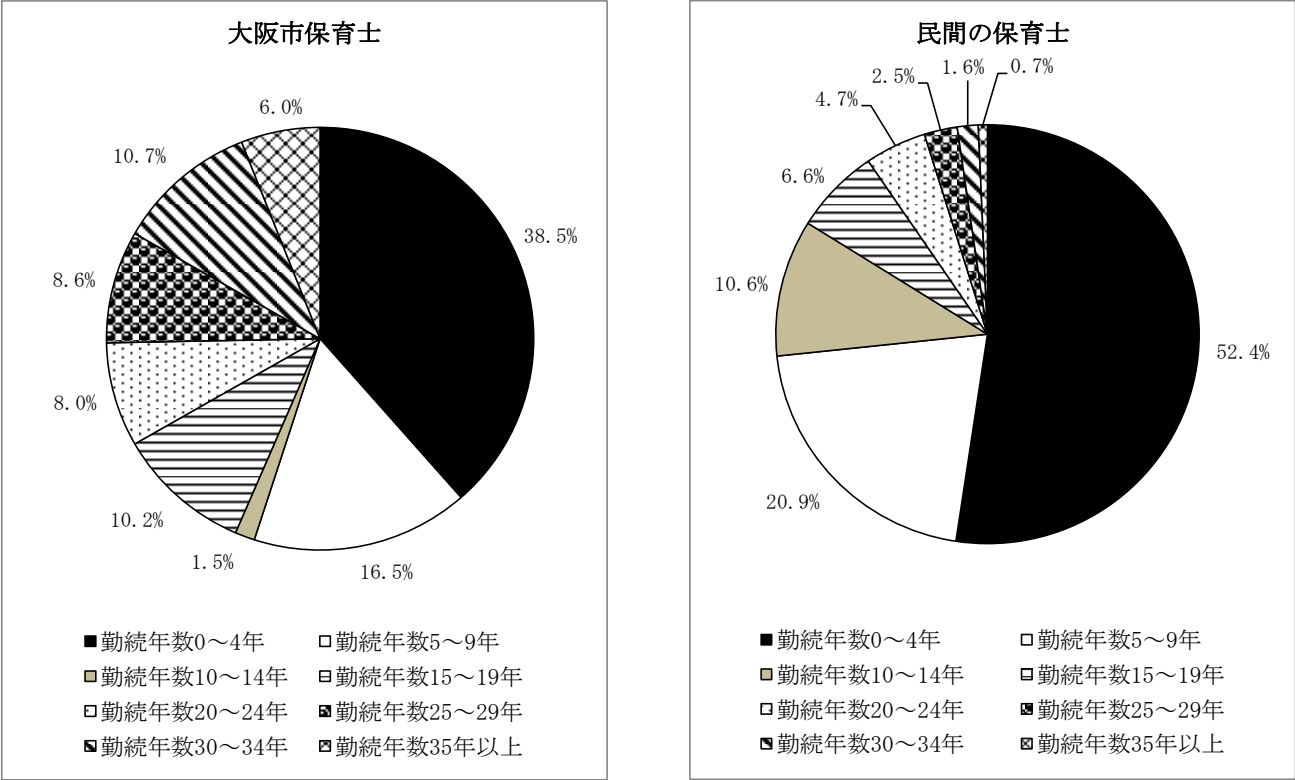
2. 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

第 34 表 「大阪市保育士」と「民間の保育士」の年齢階層別人員構成比較

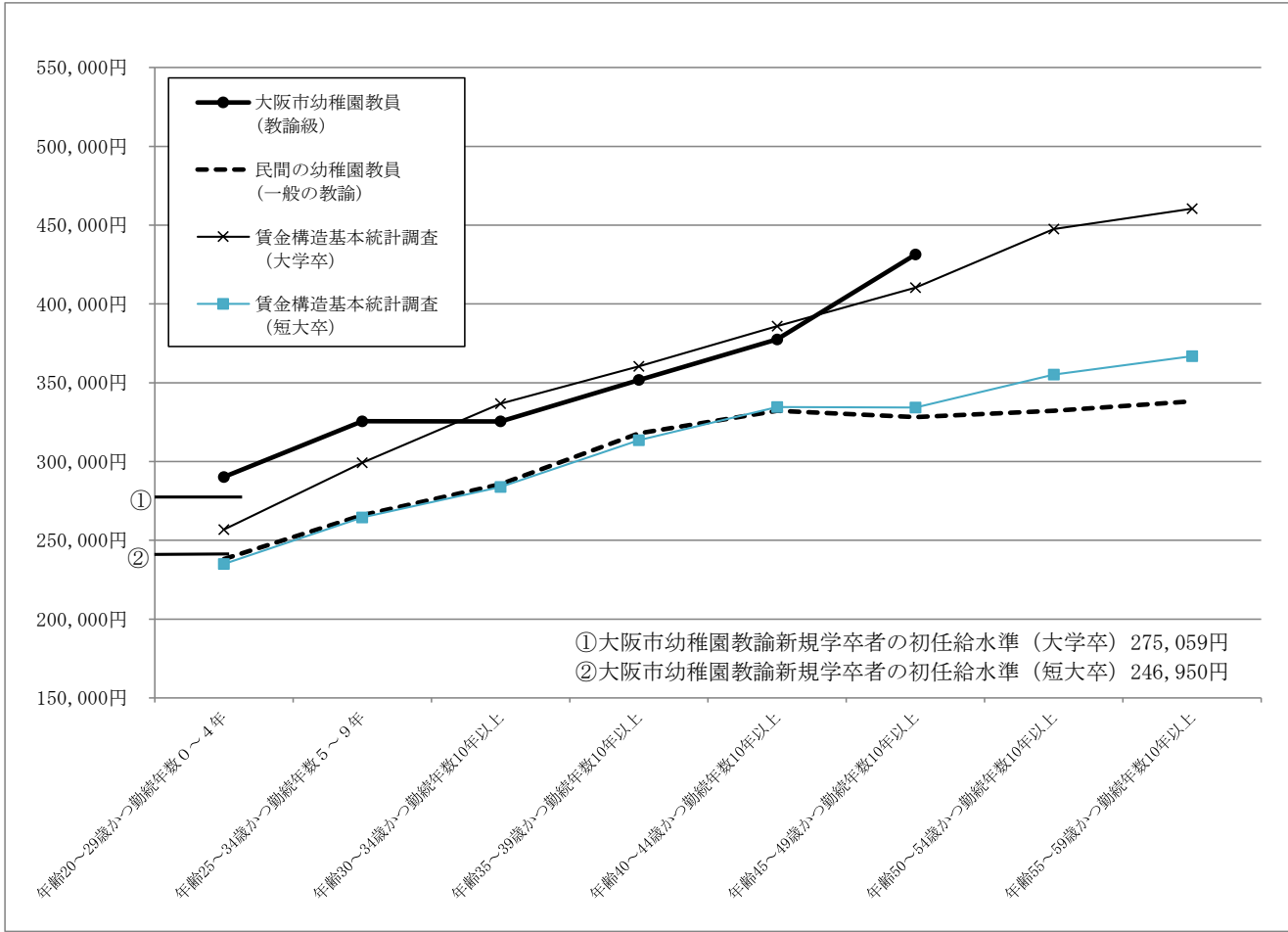


(注) 割合は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。(次表において同じ。)

第 35 表 「大阪市保育士」と「民間の保育士」の勤続年数区分別人員構成比較



第 36 表 「大阪市幼稚園教員(教諭級)の給与」と「民間の幼稚園教員(一般の教諭)の給与」、
「賃金構造基本統計調査に基づく平均給与(大学卒)」、「(短大卒)」の比較



	大阪市幼稚園教員 (教諭級)	民間の幼稚園教員 (一般の教諭)	賃金構造基本統計調査	
	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額	
			(大学卒)	(短大卒)
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	290,191円	238,166円	256,801円	235,046円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	325,542円	266,032円	299,260円	264,518円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	325,450円	285,667円	336,783円	283,868円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	351,780円	317,976円	360,335円	313,568円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	377,530円	332,154円	385,851円	334,513円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	431,409円	328,189円	410,364円	334,314円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	*	332,252円	447,515円	355,234円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	-	338,156円	460,525円	366,915円

(注) 1. 大阪市幼稚園教員の平均給与額は、給料月額、教職調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額で算出している。なお、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第3項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳前半半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、当該職員を除いて算出している。（以下、第38表までにおいて同じ。）

2. 大阪市幼稚園教員については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるという経過措置が設けられたが、令和7年4月1日現在、教諭級については経過措置中の者はいない。

3. 民間の幼稚園教員の平均給与額は、本俸に諸手当（時間外手当及び通勤手当を除く。）を加えた金額である。（以下、第38表までにおいて同じ。）

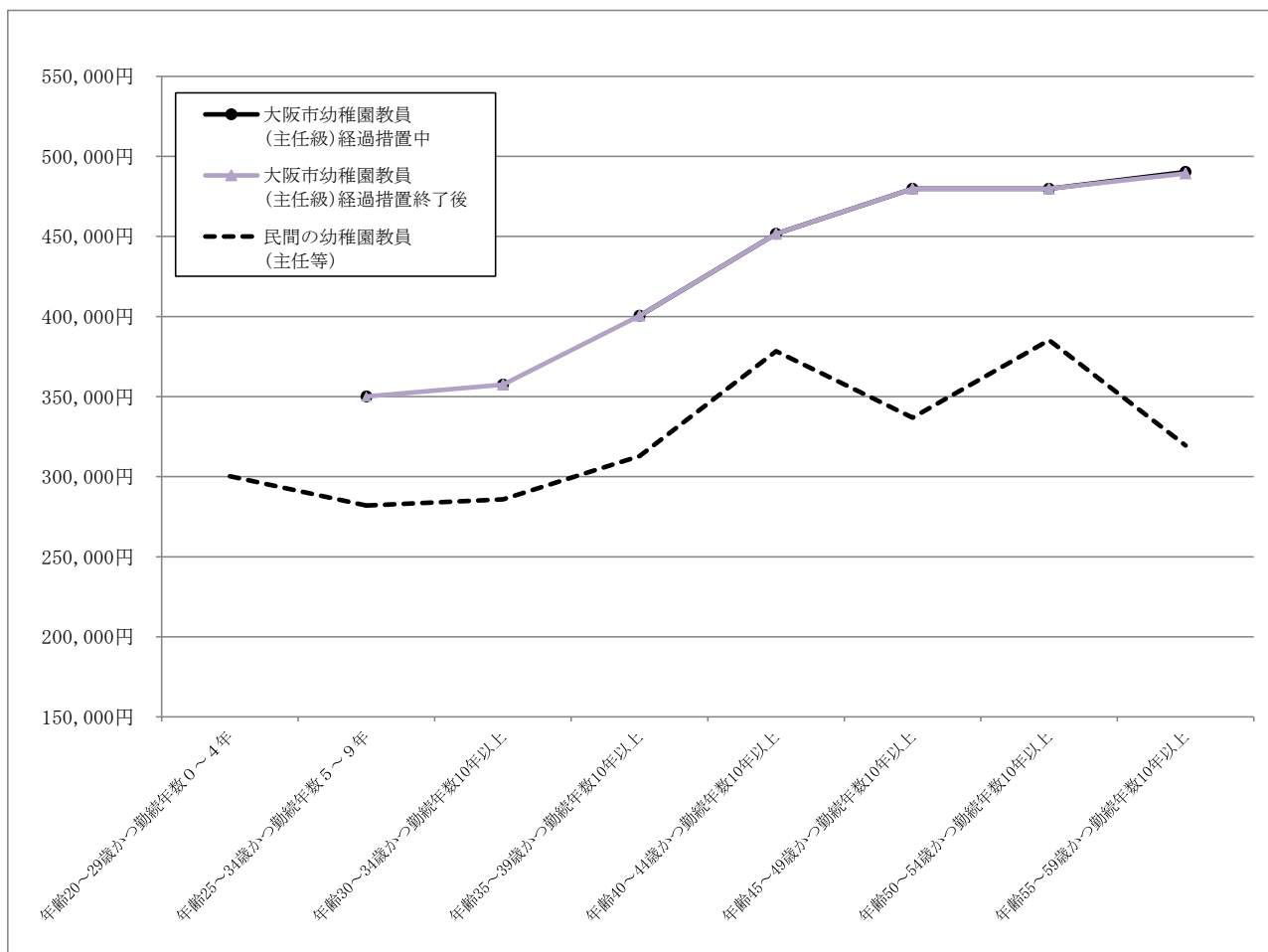
4. 民間の幼稚園教員のうち、中核リーダー、専門リーダー及び若手リーダーについては、一般の教諭の集計対象としていない。

5. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与額は、大阪市内の実労働日数が15日以上的一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員を対象（ただし、役職者及び医師、弁護士といった専門的・技術的職業従事者を除く。）とし、令和4年から令和6年までの3年間の調査データで算出した。

6. 賃金構造基本統計調査に基づく平均給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。

7. 「*」は、調査実人員が1人の場合である。（以下、第38表までにおいて同じ。）

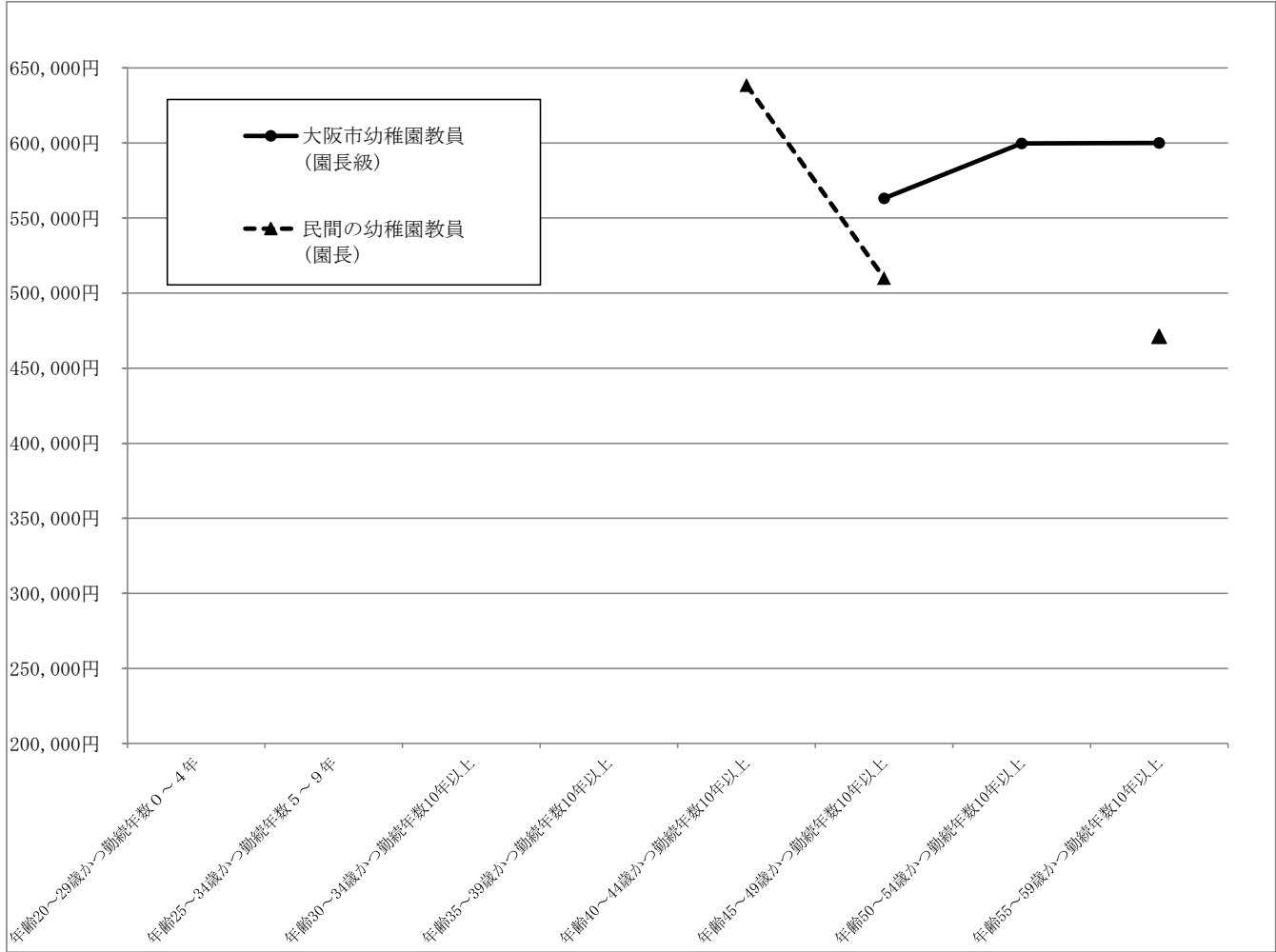
第 37 表 「大阪市幼稚園教員(主任級)の給与」と「民間の幼稚園教員(主任等)の給与」の比較



	大阪市幼稚園教員 (主任級)		民間の幼稚園教員 (主任等)
	平均給与月額		平均給与月額
	経過措置中	経過措置終了後	
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	-	-	300,250円
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	350,075円	350,075円	281,979円
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	357,520円	357,520円	285,885円
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	400,529円	400,529円	312,940円
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	451,709円	451,709円	378,396円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	479,824円	479,824円	336,839円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	479,832円	479,832円	385,221円
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	490,241円	489,388円	319,534円

(注) 大阪市幼稚園教員については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるという経過措置が設けられている。「経過措置中」の金額は、この経過措置中の給料月額を用いて算出したものであり、「経過措置終了後」の金額は、この経過措置が終了したと仮定した場合の給料月額を用いて算出したものである。

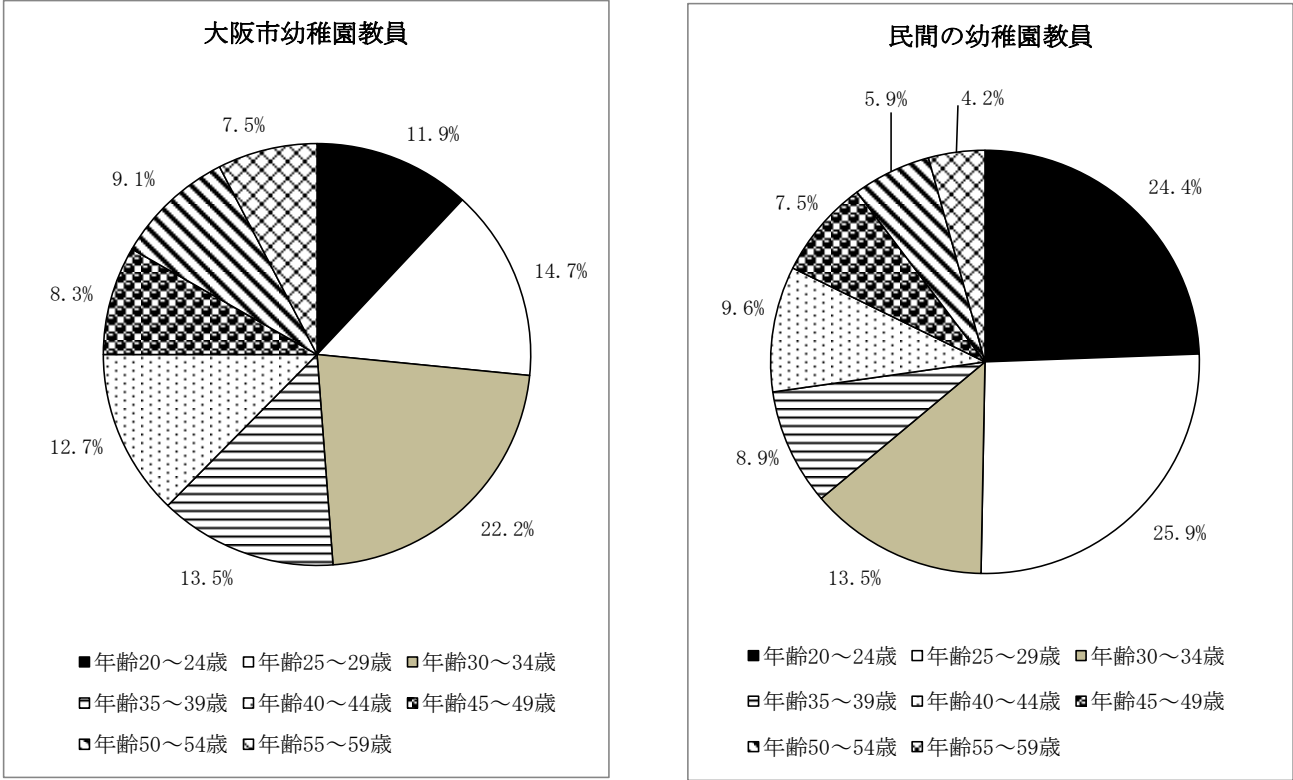
第 38 表 「大阪市幼稚園教員(園長級)の給与」と「民間の幼稚園教員(園長)の給与」の比較



	大阪市幼稚園教員 (園長級)	民間の幼稚園教員 (園長)
	平均給与月額	平均給与月額
年齢20～29歳かつ勤続年数0～4年	-	-
年齢25～34歳かつ勤続年数5～9年	-	-
年齢30～34歳かつ勤続年数10年以上	-	-
年齢35～39歳かつ勤続年数10年以上	-	-
年齢40～44歳かつ勤続年数10年以上	*	638,500円
年齢45～49歳かつ勤続年数10年以上	563,064円	510,000円
年齢50～54歳かつ勤続年数10年以上	599,656円	-
年齢55～59歳かつ勤続年数10年以上	599,983円	471,212円

(注) 大阪市幼稚園教員については、平成27年4月の給料表の切替に伴い給料月額が引き下がる場合には、切替後の給料月額に達するまで、切替前の給料月額を段階的に引き下げるという経過措置が設けられたが、令和7年4月1日現在、園長級については経過措置中の者はいない。

第 39 表 「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の年齢階層別人員構成比較



(注) 割合は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。(次表において同じ。)

第 40 表 「大阪市幼稚園教員」と「民間の幼稚園教員」の勤続年数区分別人員構成比較

